

地震災害対策計画 新旧対照表

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																
<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 重点を置くべき事項</p> <p>本県は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承していく必要がある。また、東日本大震災多くの課題や教訓を遺した。これらの教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、さらなる防災・減災対策の充実が必要である。(以下、略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 重点を置くべき事項</p> <p>本県は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承していく必要がある。また、東日本大震災多くの課題や教訓を遺した。これらの教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、さらなる防災・減災対策の充実が必要である。<u>さらに、令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。</u>(以下、略)</p> <p>5 (略)</p>																																
<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">機 関 名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">災 害 予 防</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">災 害 応 急 対 策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">近畿総合通信局</td><td style="padding: 2px;"> 1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 <u>〔新設〕</u> </td><td style="padding: 2px;"> 1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し </td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">機 関 名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">災 害 予 防</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">災 害 応 急 対 策</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">災 害 復 旧</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">災 害 復 興</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">兵庫労働局</td><td style="padding: 2px;">工場、事業場における労働災害防止の監督指導</td><td style="padding: 2px;"><u>〔新設〕</u></td><td style="padding: 2px;"><u>〔新設〕</u></td><td style="padding: 2px;"><u>〔新設〕</u></td></tr> </tbody> </table> <p>第2～第4 (略)</p>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 <u>〔新設〕</u>	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	兵庫労働局	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">機 関 名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">災 害 予 防</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">災 害 応 急 対 策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">近畿総合通信局</td><td style="padding: 2px;"> 1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進 </td><td style="padding: 2px;"> 1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し </td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">機 門 名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">災 害 予 防</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">災 害 応 急 対 策</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">災 害 復 旧</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">災 害 復 興</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">兵庫労働局</td><td style="padding: 2px;">工場、事業場における労働災害防止の監督指導</td><td style="padding: 2px;"> 1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次灾害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償 </td><td style="padding: 2px;"><u>災害復旧工事等における労働災害防止</u></td><td style="padding: 2px;"><u>災害復興工事等における労働災害防止</u></td></tr> </tbody> </table> <p>第2～第4 (略)</p>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し	機 門 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	兵庫労働局	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次灾害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償	<u>災害復旧工事等における労働災害防止</u>	<u>災害復興工事等における労働災害防止</u>
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策																															
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 <u>〔新設〕</u>	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し																															
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																													
兵庫労働局	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>																													
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策																															
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し																															
機 門 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																													
兵庫労働局	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次灾害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償	<u>災害復旧工事等における労働災害防止</u>	<u>災害復興工事等における労働災害防止</u>																													

地震災害対策計画

現 行				修 正 案			
第 5 指定公共機関				第 5 指定公共機関			
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
大阪ガス㈱ (導管事業部 兵庫導管部)	ガス供給施設の整備と 防災管理	ガス供給施設の応急対 策の実施	被災ガス供給施設の復 旧	大阪ガス㈱ (ネットワークカン パニー兵庫導管部)	ガス供給施設の整備と 防災管理	ガス供給施設の応急対 策の実施	被災ガス供給施設の復 旧
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
新関西国際空港 株式会社	空港施設の整備と防火 管理	航空機による輸送の 安全確保と空港施設 の機能確保	被災空港施設の復旧	新関西国際空港 株式会社 (関西エア ポート(株))	空港施設の整備と防火 管理	航空機による輸送の 安全確保と空港施設 の機能確保	被災空港施設の復旧
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
関西電力 株式会社	電力供給施設の整備と 防災管理	電力供給施設の応急対 策の実施	被災電力供給施設の復 旧	関西電力 株式会社 関電力運営 株式会社	電力供給施設の整備と 防災管理	電力供給施設の応急対 策の実施	被災電力供給施設の復 旧
第 6 (略)				第 6 (略)			
第 1 編 総則	第 1 編 総則			第 5 節 地震災害の危険性と被害の特徴	第 5 節 地震災害の危険性と被害の特徴		
第 5 節 地震災害の危険性と被害の特徴				第 1 (略)			
第 1 (略)				第 2 内容			
第 2 内容				1 ~ 2 (略)			
1 ~ 2 (略)				3 津波を伴う地震 (南海トラフ地震)			
3 津波を伴う地震 (南海トラフ地震)				(1) ~ (2) (略)			
(1) ~ (2) (略)				(3) 津波浸水想定及び被害想定			
(3) 津波浸水想定及び被害想定				国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」の検討結果を踏まえ、本県独自 の詳細な津波浸水想定及び被害想定を実施した。(詳細の浸水想定図等は資料 編を参照)			
国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」の検討結果を踏まえ、本県独自 の詳細な津波浸水想定及び被害想定を実施した。(詳細の浸水想定図等は資料 編を参照)				3 津波を伴う地震 (南海トラフ地震)			
				(1) ~ (2) (略)			
				(3) 津波浸水想定及び被害想定			
				国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」の検討結果を踏まえ、本県独自 の詳細な津波浸水想定及び被害想定を実施した。(詳細の浸水想定図等は資料 編を参照)			

地震災害対策計画

現 行				修 正 案			
①浸水想定				①浸水想定			
市町名		最高津波水位(m)	最短到達時間(分)	市町名		シミュレーション結果	
神戸市		3.9	83	神戸市		3.9	83
播磨地域	明石市	2.0	115	播磨地域	明石市	2.0	115
	播磨町	2.2	110		播磨町	2.2	110
	加古川市	2.2	113		加古川市	2.2	113
	高砂市	2.3	117		高砂市	2.3	117
	姫路市	2.5	120		姫路市	2.5	120
	たつの市	2.3	120		たつの市	2.3	120
	相生市	2.8	120		相生市	2.8	120
	赤穂市	2.8	120		赤穂市	2.8	120
阪神地域	尼崎市	4.0	117	阪神地域	尼崎市	4.0	117
	西宮市	3.7	112		西宮市	3.7	112
	芦屋市	3.7	111		芦屋市	3.7	111
淡路地域	洲本市	5.3	45	淡路地域	洲本市	5.3	45
	南あわじ市	8.1	44		南あわじ市	8.1	44
	淡路市	3.1	65		淡路市	3.1	65
※最高津波水位は満潮時のもので、T.P.（東京湾平均海面）で表示。 <u>※最短到達時間は、津波が初期水位より 1 m 上昇する時間。</u>							
② (略)							
4 津波を伴う地震（日本海沿岸地域）							
(1) (略)							
4 津波を伴う地震（日本海沿岸地域）							
(1) (略)							
※最高津波水位は満潮時のもので、T.P.（東京湾平均海面）で表示。							
② (略)							

地震災害対策計画

現 行									修 正 案								
(2) 浸水想定結果	市町名 最高津波水位 (T.P.(m))	津波の最短到達時間 (分)	浸水域の面積 (ha)						浸水域の面積								
			全体						全体								
			浸水深0.3m以上			浸水深0.3m以上			1m以上			1m以上					
			2m以上			2m以上			3m以上			3m以上					
			4m以上			4m以上											
豊岡市	4.5	10	136	93	52	30	14	4	市町名	シミュレーションによる津波最高水位 (m) ※	シミュレーションによる+1mの到達時間 (分)	全体	浸水深0.3m以上	1m以上	2m以上	3m以上	4m以上
香美町	5.3	13	123	101	63	36	17	7	豊岡市	4.5	10	136	93	52	30	14	4
新温泉町	4.5	11	65	58	46	30	16	6	香美町	5.3	13	123	101	63	36	17	7
兵庫県計	-	-	324	252	161	96	47	17	新温泉町	4.5	11	65	58	46	30	16	6
※最高津波水位は満潮時のもので、T.P.（東京湾平均海面）で表示。									兵庫県計	-	-	324	252	161	96	47	17
<u>※最短到達時間は、津波が初期水位より1m上昇する時間。</u>									※最高津波水位は満潮時のもので、T.P.（東京湾平均海面）で表示。								

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第2節 研修・訓練の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 研修</p> <p>(1) 県は、人と防災未来センター等とも連携し、県及び市町等の災害対策要員を対象とした研修等を通じて、防災に関する体系的・総合的な知識を習得させ、専門性の向上を図ることとする。</p> <p>また、「フェニックス防災システム」の端末設置機関の職員を対象とした操作研修会に幅広い参加を求め、初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、情報ルートの徹底を図ることとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第2節 研修・訓練の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 研修</p> <p>(1) 県は、人と防災未来センター等とも連携し、県及び市町等の災害対策要員を対象とした研修等を通じて、防災に関する体系的・総合的な知識を習得させ、専門性の向上を図ることとする。</p> <p>また、「フェニックス防災システム」の端末設置機関の職員を対象とした操作研修会に幅広い参加を求めるとともに、e ラーニングを活用し、初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、情報ルートの徹底を図ることとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 関西広域連合との連携</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>2 ~ 8 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 灾害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 関西広域連合との連携</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>2 ~ 8 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 灾害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 灾害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>1～2 (略)</p> <p>3 県、市町及び各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動等を通して、非常通信体制の整備充実に努めることとする。</p> <p>4 市町防災行政無線の整備促進 市町は、防災行政無線の整備を図ることとする。特に障害者世帯や土砂災害警戒地域及び津波浸水想定区域等にある世帯については、戸別受信機等を設置するなど、より確実な情報伝達手段の確保に努めることとする。(以下、略)</p> <p>5 地域住民に対する通信連絡手段の整備 県、市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めることとする。</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 県、市町、各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動等を通して、非常通信体制の整備充実<u>及び訓練等による実効性の確保</u>に努めることとする。</p> <p>4 市町防災行政無線の整備促進 市町は、防災行政無線の整備を図ることとする。特に障害者世帯や土砂災害警戒地域及び津波浸水想定区域等にある世帯については、戸別受信機等を設置するなど、より確実な情報伝達手段の確保に努めることとする。 <u>また、大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めることとする。</u>(以下、略)</p> <p>5 地域住民に対する通信連絡手段の整備 県、市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>IPTV通信網</u>、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めるとともに、<u>大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めることとする。</u></p> <p>6～8 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第6節 防災拠点の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 広域防災拠点の整備</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第6節 防災拠点の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 広域防災拠点の整備</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																												
<p>県は、大規模災害時に救援・救護、復旧活動等の拠点となる広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）を整備するとともに、広域防災拠点（その他拠点）を設定することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配置計画</p> <p>各広域防災拠点については、陸路や空路・海路等により1時間以内で救援・復旧のための人員や物資が到着できることを基本とし、半径15kmをカバー圏域とし、その他地形や人口分布などの地域的な特性に応じ配置することとする。さらに、広域的な交通上の枢要な地区や結節点で一定のスペースを有する箇所を対象として、次のとおり配置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地域</th><th>所在地</th><th>拠点のタイプ</th><th>広域防災拠点名</th><th>要員宿泊出動機能</th><th>物資集積配送機能</th><th>備蓄機能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>但馬</td><td>朝来市</td><td>その他</td><td>朝来市和田山中央文化公園</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> </tbody> </table> <p>2～8 (略)</p>	地域	所在地	拠点のタイプ	広域防災拠点名	要員宿泊出動機能	物資集積配送機能	備蓄機能	但馬	朝来市	その他	朝来市和田山中央文化公園	○	○	×	<p>県は、大規模災害時に救援・救護、復旧活動等の拠点となる広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）を整備するとともに、広域防災拠点（その他拠点）を設定することとする。<u>なお、県は、防災機能を有する道の駅についても、広域防災拠点（その他拠点）として位置づけ、防災拠点機能の強化に努めることとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配置計画</p> <p>各広域防災拠点については、陸路や空路・海路等により1時間以内で救援・復旧のための人員や物資が到着できることを基本とし、半径15kmをカバー圏域とし、その他地形や人口分布などの地域的な特性に応じ配置することとする。さらに、広域的な交通上の枢要な地区や結節点で一定のスペースを有する箇所を対象として、次のとおり配置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地域</th><th>所在地</th><th>拠点のタイプ</th><th>広域防災拠点名</th><th>要員宿泊出動機能</th><th>物資集積配送機能</th><th>備蓄機能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>但馬</td><td>朝来市</td><td>その他</td><td>朝来市和田山中央文化公園 道の駅「但馬のまほろば」</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> </tbody> </table> <p>2～8 (略)</p>	地域	所在地	拠点のタイプ	広域防災拠点名	要員宿泊出動機能	物資集積配送機能	備蓄機能	但馬	朝来市	その他	朝来市和田山中央文化公園 道の駅「但馬のまほろば」	○	○	×
地域	所在地	拠点のタイプ	広域防災拠点名	要員宿泊出動機能	物資集積配送機能	備蓄機能																							
但馬	朝来市	その他	朝来市和田山中央文化公園	○	○	×																							
地域	所在地	拠点のタイプ	広域防災拠点名	要員宿泊出動機能	物資集積配送機能	備蓄機能																							
但馬	朝来市	その他	朝来市和田山中央文化公園 道の駅「但馬のまほろば」	○	○	×																							
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 緊急輸送道路ネットワークの設定</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 通行の確保</p> <p><空からのアクセスポイント></p> <p>大阪国際空港、神戸空港、<u>コウノトリ</u>但馬空港</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 緊急輸送道路ネットワークの設定</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 通行の確保</p> <p><空からのアクセスポイント></p> <p>大阪国際空港、神戸空港、但馬空港</p> <p>2～5 (略)</p>																												

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>〔新設〕</p> <p><u>6～7</u> (略)</p> <p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 避難所等の指定 (1) (略) (2) 指定避難所 ①～③ (略) ④ 留意事項 (略) 〔新設〕</p>	<p><u>6 重要物流道路等における道路啓開等の支援</u> 国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行うこととする。</p> <p><u>7～8</u> (略)</p> <p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 避難所等の指定 (1) (略) (2) 指定避難所 ①～③ (略) ④ 留意事項 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市町は、指定避難所のライフルайнの回復に時間を見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討することとする。</u> ・ <u>市町は、住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めることとする。</u> ・ <u>市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携することとする。また、市町は、避難所での3密（密閉・</u>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>5～9 (略)</p> <p>[新設]</p>	<p><u>密集・密接) を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等の検討に努めることとする。</u></p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策</p> <p><u>市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保や避難者の健康チェック・検温・換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。</u></p> <p><u>また、市町は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映することとする。</u></p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン(令和2年6月作成)の主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① フェーズ0 事前準備 <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策を考慮した収容人員の確認 ・十分な避難所数の確保 ・体調不良者（発熱・咳などの症状者）等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保 ・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備 ・適切な避難所運営を行うための体制の構築 ・住民への事前周知 ② フェーズ1 避難 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な避難先の提示 ・避難情報発令時の留意事項 ③ フェーズ2 避難所開設・受入れ・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・避難所の受入れ ・避難所運営 ④ フェーズ3 避難所解消 <p>等</p>
<p><u>10～12 (略)</u></p>	<p><u>11～13 (略)</u></p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第12節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進</p> <p>第1 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第12節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進</p> <p>第1 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 普及啓発</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 普及啓発</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 県は、企業の帰宅困難者対策を推進するため、従業員の帰宅抑制を想定した事業継続計画（BCP）の作成や訓練等の取組を支援することとする。</u></p> <p>3～4 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第13節 備蓄体制等の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第13節 備蓄体制等の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 県、市町は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努めることとする。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めることとする。</u></p> <p><u>(7) 県、市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手續を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることとする。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>4 衛生物資</u></p> <p><u>(1) 備蓄、調達</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案										
	<p><u>市町は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。</u></p> <p><u>県は、災害時に被災市町の避難所運営において、不足した場合に広域応援調整ができるよう、衛生物資等を備蓄することとする。</u></p> <p><u>① 品目</u> <u>あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>必要な物資・衛生資材等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>感染症対策用衛生物資等</u></td><td>消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオルなど</td></tr> <tr> <td><u>健康管理用資材等</u></td><td>非接触型体温計*など</td></tr> <tr> <td><u>運営スタッフ防護用物資等</u></td><td>マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード*など</td></tr> <tr> <td><u>避難所運営用資材等</u></td><td>間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*含む）、受付用パーテーション*、換気設備、除菌・滅菌装置*、清掃用具一式、トイレ関連備品一式など</td></tr> </tbody> </table> <p><u>* 県で備蓄する衛生物資</u></p> <p><u>② 方法</u></p> <p>ア <u>市町は、コミュニティ域又は小・中学校レベル及び市町域レベルで備蓄を行うこととする。</u></p> <p>イ <u>県は、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等に備蓄することとする。</u></p> <p>ウ <u>県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等の備蓄物資を充当することとする。</u></p> <p><u>(2) 搬送等</u> <u>食料の項に準じることとする。</u></p> <p><u>4～7 (略)</u></p> <p><u>5～8 (略)</u></p>	区分	必要な物資・衛生資材等	<u>感染症対策用衛生物資等</u>	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオルなど	<u>健康管理用資材等</u>	非接触型体温計*など	<u>運営スタッフ防護用物資等</u>	マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード*など	<u>避難所運営用資材等</u>	間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*含む）、受付用パーテーション*、換気設備、除菌・滅菌装置*、清掃用具一式、トイレ関連備品一式など
区分	必要な物資・衛生資材等										
<u>感染症対策用衛生物資等</u>	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオルなど										
<u>健康管理用資材等</u>	非接触型体温計*など										
<u>運営スタッフ防護用物資等</u>	マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード*など										
<u>避難所運営用資材等</u>	間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*含む）、受付用パーテーション*、換気設備、除菌・滅菌装置*、清掃用具一式、トイレ関連備品一式など										

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地域における避難支援体制の整備</p> <p>市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。</p> <p>自主防災組織、自治会等の民間団体（以下、「自主防災組織等」という。）は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り組むこととする。</p> <p>県は、防災と福祉の連携の促進を図るため、市町や地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施することとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地域における避難支援体制の整備</p> <p>市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。</p> <p>自主防災組織、自治会等の民間団体（以下、「自主防災組織等」という。）は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り組むこととする。</p> <p>県は、<u>自主防災組織等と連携して個別支援計画の作成に取り組む居宅支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図ることとする。また、市町や地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施することとする。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ボランティア活動の支援拠点の整備</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ボランティア活動の支援拠点の整備</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、<u>ボランティア団体及びNPO等との連携</u>を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。（以下、略）</p> <p>(4)～(5) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、<u>地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携</u>を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。（以下、略）</p> <p>(4)～(5) （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 津波災害対策の推進</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、神戸地方気象台、海上保安本部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、<u>県国土整備部県土企画局</u>、<u>県国土整備部土木局</u>、県警察本部、消防本部、市町〕</p> <p>第1～第2 （略）</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 津波災害対策の推進</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、神戸地方気象台、海上保安本部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、<u>県国土整備部土木局</u>、県警察本部、消防本部、市町〕</p> <p>第1～第2 （略）</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第19節 中山間地等における地震対策</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 孤立集落と外部との通信の確保</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 市町は、集落と市町間の通信途絶を防止するため、<u>衛星携帯電話</u>、防災行政無線、公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するととも</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第19節 中山間地等における地震対策</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 孤立集落と外部との通信の確保</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 市町は、集落と市町間の通信途絶を防止するため、<u>衛星通信</u>、防災行政無線、公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>に、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図ることとする。</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図ることとする。</p> <p>3～8 (略)</p>
<p><u>〔新設〕</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第21節 重要施設の防災対策 <u>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、市町〕</u></p> <p>第1 趣旨 <u>重要施設における防災対策について定める。</u></p> <p>第2 内容</p> <p>1 重要施設の登録 <u>県、市町は、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録することとする。</u> <u>重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努めることとする。</u> <u>作成した重要施設リストはライ夫ライン事業者等と共有することとする。</u></p> <p>2 平時の取組 <u>重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行うこととする。</u> <u>また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努めることとする。</u></p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
1～4 (略)	1～4 (略)
5 一般県民に対する防災知識の普及	5 一般県民に対する防災知識の普及
(1) (略)	(1) (略)
(2) 周知内容	(2) 周知内容
①～② (略)	①～② (略)
③ 災害に対する平素の心得	③ 災害に対する平素の心得
ア～オ (略)	ア～オ (略)
力 避難の方法（避難路、避難場所の確認）	力 避難の方法（避難路、避難場所の確認、 <u>警戒レベルに応じた避難のタイミング</u> ）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）
キ～ク (略)	キ～ク (略)
<u>〔新設〕</u>	<u>ケ 自動車へのこまめな満タン給油</u>
ヶ～ス (略)	ヨ～セ (略)
④ (略)	④ (略)
⑤ 災害発生時によるべき行動	⑤ 災害発生時によるべき行動
ア～オ (略)	ア～オ (略)
<u>〔新設〕</u>	<u>力 親戚・知人宅等も含めた多様な避難先の検討</u>
カ～サ (略)	キ～ス (略)
6～7 (略)	6～7 (略)
8 学校における防災教育	8 学校における防災教育
(1) (略)	(1) (略)
(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する防災教育を推進する。	(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する防災教育を推進する。
① 学校における防災教育の充実	① 学校における防災教育の充実
ア (略)	ア (略)
イ 助け合いやボランティア精神など <u>「共生」</u> の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進	イ 助け合いやボランティア精神など共生の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進
ウ (略)	ウ (略)

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>②～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>9～11 (略)</p>	<p>②～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>9～11 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第3節 消防団の充実強化</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 充実強化対策</p> <p>(1) 県の取り組み 県は、広域的な観点から、消防団の育成強化を支援するため、次の事業を推進することとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第3節 消防団の充実強化</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 充実強化対策</p> <p>(1) 県の取り組み 県は、広域的な観点から、消防団の育成強化を支援するため、次の事業を推進することとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 企業等へ向けた消防団のPR</u></p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第4節 企業等の地域防災活動への参画促進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 企業等の平常時対策</p> <p>(1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第4節 企業等の地域防災活動への参画推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 企業等の平常時対策</p> <p>(1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>防災活動の推進に努めることとする。(以下、略)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 各計画の点検・見直し 等 〔新設〕</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>防災活動の推進に努めることとする。(以下、略)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 各計画の点検・見直し</p> <p>⑩ <u>テレワークや時差出勤、計画的休業等の災害時の従業員の不要不急の外出を抑制するための環境整備 等</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 計画的かつ総合的な耐震化の推進</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町は、計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、<u>県が平成28年3月に改定した耐震改修促進計画に基づき、耐震改修促進計画（以下、この節において「市町計画」という。）を改定することとする。</u></p> <p>(4) 県、市町は、昭和56年建築基準法施行令改正<u>施行前</u>の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市町計画に沿って推進することとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 公共施設の耐震化</p> <p>(1) 県は、耐震化が必要な県有施設（県立学校を含む）について、県耐震改修促進計画を踏まえ、耐震改修等を計画的に推進することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努めること</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 計画的かつ総合的な耐震化の推進</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町は、計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、<u>平成28年3月改定の県耐震改修促進計画に基づき、耐震改修促進計画（以下この節において「市町計画」という。）を改定することとする。</u></p> <p>(4) 県、市町は、昭和56年の建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市町計画に沿って推進することとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 公共施設の耐震化</p> <p>(1) 県は、耐震化が必要な県有施設（県立学校を含む。）について、県耐震改修促進計画を踏まえ、耐震改修等を計画的に推進することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努めること</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>とする。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 排水処理施設（汚物処理を含む）の確保</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3 一般建築物耐震化の促進</p> <p>県、市町は、昭和 56 年建築基準法施行令改正<u>施行前</u>の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市町計画に沿って推進することとする。</p> <p>(1) 民間建築物に対する補助</p> <p>① (略)</p> <p>② ひょうご住まいの耐震化促進事業</p> <p>ア 住宅耐震化補助</p> <p>(ア) 耐震改修計画策定費補助</p> <p>耐震改修計画策定（工事費用の見積りを含む）とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助する。（以下、略）</p> <p>(イ) 耐震改修工事費補助</p> <p>[補助対象] 安全性を確保するための、耐震改修工事（付帯工事を含む）に要する費用、</p> <p>イ 部分型耐震化補助</p> <p>(ア) 簡易耐震改修工事費補助</p> <p>[補助対象] 耐震改修の結果、上部構造評点が 0.7 以上（木造）又は Is0.3 以上（木造以外）となる耐震改修工事に必要となる耐震診断、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事（付帯工事を含む）に要する経費</p> <p>[補 助 金 額] <u>50 万円／台（定額）</u></p>	<p>とする。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 排水処理施設（汚物処理を含む<u>。</u>）の確保</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3 一般建築物耐震化の促進</p> <p>県、市町は、昭和 56 年の建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市町計画に沿って推進することとする。</p> <p>(1) 民間建築物に対する補助</p> <p>① (略)</p> <p>② ひょうご住まいの耐震化促進事業</p> <p>ア 住宅耐震化補助</p> <p>(ア) 耐震改修計画策定費補助</p> <p>耐震改修計画策定（工事費用の見積りを含む<u>。</u>）とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助する。（以下、略）</p> <p>(イ) 耐震改修工事費補助</p> <p>[補助対象] 安全性を確保するための、耐震改修工事（付帯工事を含む<u>。</u>）に要する費用、</p> <p>イ 部分型耐震化補助</p> <p>(ア) 簡易耐震改修工事費補助</p> <p>[補助対象] 耐震改修の結果、上部構造評点が 0.7 以上（木造）又は Is0.3 以上（木造以外）となる耐震改修工事に必要となる耐震診断、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事（付帯工事を含む<u>。</u>）に要する経費</p> <p>[補 助 金 額] ① 戸建住宅 <u>50 万円（定額）</u> ② 共同住宅 <u>補助対象となる費用の 2 分の 1 以内</u> (補助限度額 : 20 万円／戸)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案												
(イ) 屋根軽量化工事費補助 [補 助 金 額] <u>50万円（定額）</u>	(イ) 屋根軽量化工事費補助 [補 助 金 額] ① 戸建住宅 <u>50万円（定額）</u> ② 共同住宅 補助対象となる費用の2分の1以内 (補助限度額：20万円／戸)												
(ウ) シェルター型工事費補助 [補 助 金 額] <u>50万円（定額）</u>	(ウ) シェルター型工事費補助 [補 助 金 額] ① 戸建住宅 <u>50万円（定額）</u> ② 共同住宅 <u>50万円／戸（定額）</u>												
ウ～エ (略)	ウ～エ (略)												
③ (略)	③ (略)												
④ 大規模多数利用建築物等の耐震化（用途毎に規模要件有）	④ 大規模多数利用建築物等の耐震化（用途ごとに規模要件有）												
ア 大規模多数利用建築物等耐震化助成事業	ア 大規模多数利用建築物等耐震化助成事業												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;">対象</th> <th style="text-align: center; width: 70%;">補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で耐震診断の義務付け対象となつたもの</td> <td style="text-align: center;"> 物販店・旅館等 <u>12,350千円</u> 小・中学校 <u>9,260千円</u> 幼稚園・保育所 <u>6,940千円</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改修工事</td> <td style="text-align: center;"> 物販店・旅館等 <u>377,000千円</u> 小・中学校 <u>226,000千円</u> 幼稚園・保育所 <u>113,000千円</u> </td> </tr> </tbody> </table>	対象	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で耐震診断の義務付け対象となつたもの	物販店・旅館等 <u>12,350千円</u> 小・中学校 <u>9,260千円</u> 幼稚園・保育所 <u>6,940千円</u>	改修工事	物販店・旅館等 <u>377,000千円</u> 小・中学校 <u>226,000千円</u> 幼稚園・保育所 <u>113,000千円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;">対象</th> <th style="text-align: center; width: 70%;">補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で耐震診断の義務付け対象となつたもの</td> <td style="text-align: center;"> 物販店・旅館等 <u>12,590千円</u> 小・中学校 <u>9,440千円</u> 幼稚園・保育所 <u>7,070千円</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改修工事</td> <td style="text-align: center;"> 物販店・旅館等 <u>384,000千円</u> 小・中学校 <u>230,000千円</u> 幼稚園・保育所 <u>115,000千円</u> </td> </tr> </tbody> </table>	対象	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で耐震診断の義務付け対象となつたもの	物販店・旅館等 <u>12,590千円</u> 小・中学校 <u>9,440千円</u> 幼稚園・保育所 <u>7,070千円</u>	改修工事	物販店・旅館等 <u>384,000千円</u> 小・中学校 <u>230,000千円</u> 幼稚園・保育所 <u>115,000千円</u>
対象	補助対象限度額												
昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で耐震診断の義務付け対象となつたもの	物販店・旅館等 <u>12,350千円</u> 小・中学校 <u>9,260千円</u> 幼稚園・保育所 <u>6,940千円</u>												
改修工事	物販店・旅館等 <u>377,000千円</u> 小・中学校 <u>226,000千円</u> 幼稚園・保育所 <u>113,000千円</u>												
対象	補助対象限度額												
昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で耐震診断の義務付け対象となつたもの	物販店・旅館等 <u>12,590千円</u> 小・中学校 <u>9,440千円</u> 幼稚園・保育所 <u>7,070千円</u>												
改修工事	物販店・旅館等 <u>384,000千円</u> 小・中学校 <u>230,000千円</u> 幼稚園・保育所 <u>115,000千円</u>												
イ (略)	イ (略)												
ウ 中規模多数利用建築物耐震診断助成事業	ウ 中規模多数利用建築物耐震診断助成事業												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;">対象</th> <th style="text-align: center; width: 70%;">補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指示対象であるもの</td> <td style="text-align: center;"> 福祉施設、病院等 <u>5,140千円</u> 小・中学校 <u>4,370千円</u> 幼稚園・保育所 <u>2,700千円</u> </td> </tr> </tbody> </table>	対象	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指示対象であるもの	福祉施設、病院等 <u>5,140千円</u> 小・中学校 <u>4,370千円</u> 幼稚園・保育所 <u>2,700千円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;">対象</th> <th style="text-align: center; width: 70%;">補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指示対象であるもの</td> <td style="text-align: center;"> 福祉施設、病院等 <u>5,240千円</u> 小・中学校 <u>4,460千円</u> 幼稚園・保育所 <u>2,750千円</u> </td> </tr> </tbody> </table>	対象	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指示対象であるもの	福祉施設、病院等 <u>5,240千円</u> 小・中学校 <u>4,460千円</u> 幼稚園・保育所 <u>2,750千円</u>				
対象	補助対象限度額												
昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指示対象であるもの	福祉施設、病院等 <u>5,140千円</u> 小・中学校 <u>4,370千円</u> 幼稚園・保育所 <u>2,700千円</u>												
対象	補助対象限度額												
昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指示対象であるもの	福祉施設、病院等 <u>5,240千円</u> 小・中学校 <u>4,460千円</u> 幼稚園・保育所 <u>2,750千円</u>												

地震災害対策計画

現 行	修 正 案												
エ 中規模避難施設耐震化助成事業	エ 中規模避難施設耐震化助成事業												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象</th><th style="width: 70%;">補助対象限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;">中規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したもの</td><td style="text-align: center; height: 40px;"><u>5,140</u>千円</td></tr> <tr> <td style="height: 40px;">改修工事</td><td style="text-align: center; height: 40px;"><u>100,600</u>千円</td></tr> </tbody> </table>	対象	補助対象限度額	中規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したもの	<u>5,140</u> 千円	改修工事	<u>100,600</u> 千円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象</th><th style="width: 70%;">補助対象限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;">中規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したもの</td><td style="text-align: center; height: 40px;"><u>5,240</u>千円</td></tr> <tr> <td style="height: 40px;">改修工事</td><td style="text-align: center; height: 40px;"><u>102,000</u>千円</td></tr> </tbody> </table>	対象	補助対象限度額	中規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したもの	<u>5,240</u> 千円	改修工事	<u>102,000</u> 千円
対象	補助対象限度額												
中規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したもの	<u>5,140</u> 千円												
改修工事	<u>100,600</u> 千円												
対象	補助対象限度額												
中規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したもの	<u>5,240</u> 千円												
改修工事	<u>102,000</u> 千円												
オ 小規模多数利用建築物耐震診断助成事業	オ 小規模多数利用建築物耐震診断助成事業												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象</th><th style="width: 70%;">補助対象限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;">昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指導・助言対象であるもの</td><td style="text-align: center; height: 40px;">福祉施設、病院等 <u>3,600</u>千円 小・中学校 <u>3,600</u>千円 幼稚園・保育所 <u>1,800</u>千円</td></tr> </tbody> </table>	対象	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指導・助言対象であるもの	福祉施設、病院等 <u>3,600</u> 千円 小・中学校 <u>3,600</u> 千円 幼稚園・保育所 <u>1,800</u> 千円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象</th><th style="width: 70%;">補助対象限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;">昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指導・助言対象であるもの</td><td style="text-align: center; height: 40px;">福祉施設、病院等 <u>3,670</u>千円 小・中学校 <u>3,670</u>千円 幼稚園・保育所 <u>1,840</u>千円</td></tr> </tbody> </table>	対象	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指導・助言対象であるもの	福祉施設、病院等 <u>3,670</u> 千円 小・中学校 <u>3,670</u> 千円 幼稚園・保育所 <u>1,840</u> 千円				
対象	補助対象限度額												
昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指導・助言対象であるもの	福祉施設、病院等 <u>3,600</u> 千円 小・中学校 <u>3,600</u> 千円 幼稚園・保育所 <u>1,800</u> 千円												
対象	補助対象限度額												
昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指導・助言対象であるもの	福祉施設、病院等 <u>3,670</u> 千円 小・中学校 <u>3,670</u> 千円 幼稚園・保育所 <u>1,840</u> 千円												
(5)～(7) (略)	(5)～(7) (略)												
⑧ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	⑧ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象</th><th style="width: 70%;">補助対象限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;">緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の<u>概ね</u>1/2を超えるもの</td><td style="text-align: center; height: 40px;"><u>7,710</u>千円/棟 <u>補強設計</u> <u>耐震改修</u> <u>151,000</u>千円/棟</td></tr> </tbody> </table>	対象	補助対象限度額	緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の <u>概ね</u> 1/2を超えるもの	<u>7,710</u> 千円/棟 <u>補強設計</u> <u>耐震改修</u> <u>151,000</u> 千円/棟	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象</th><th style="width: 70%;">補助対象限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;">緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の<u>おおむね</u>1/2を超えるもの</td><td style="text-align: center; height: 40px;"><u>7,860</u>千円/棟 <u>補強設計</u> <u>耐震改修</u> <u>154,000</u>千円/棟</td></tr> </tbody> </table>	対象	補助対象限度額	緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の <u>おおむね</u> 1/2を超えるもの	<u>7,860</u> 千円/棟 <u>補強設計</u> <u>耐震改修</u> <u>154,000</u> 千円/棟				
対象	補助対象限度額												
緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の <u>概ね</u> 1/2を超えるもの	<u>7,710</u> 千円/棟 <u>補強設計</u> <u>耐震改修</u> <u>151,000</u> 千円/棟												
対象	補助対象限度額												
緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の <u>おおむね</u> 1/2を超えるもの	<u>7,860</u> 千円/棟 <u>補強設計</u> <u>耐震改修</u> <u>154,000</u> 千円/棟												
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)												
4～5 (略)	4～5 (略)												
6 社会基盤施設の老朽化対策の推進	6 社会基盤施設の老朽化対策の推進												
(略)	(略)												
【参考】社会基盤施設の老朽化対策に関する県の計画	【参考】社会基盤施設の老朽化対策に関する県の計画												
○ ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画	○ ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画												
【対策の方針】	【対策の方針】												
・損傷等があり、計画的な対策が必要な施設は、2028年度までに対策を <u>概ね完了</u>	・損傷等があり、計画的な対策が必要な施設は、2028年度までに対策を <u>おおむね完了</u>												
7 落下物等の対策	7 落下物等の対策												
(1) 落下物	(1) 落下物												
① (略)	① (略)												
② 一般建築物	② 一般建築物												

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>県、<u>県下</u>の特定行政庁は、窓ガラス、外壁タイルの落下等により、歩行者等に危害を及ぼす危険性の高い建築物の所有者に対して、落下防止対策の普及・啓発を実施することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 ブロックべいの倒壊防止対策</p> <p>県、市町は、<u>ブロックべい</u>の倒壊防止対策の実施に努めることとする。</p> <p>(1) ブロックべいの造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発</p> <p>(2) ブロックべいの危険箇所の調査</p> <p>(3) 危険なブロックべいの造り替えや生け垣化の奨励</p> <p>(4) 危険なブロックべいの撤去費への補助</p> <p>(5) (略)</p> <p>9～11 (略)</p>	<p>県、<u>県内</u>の特定行政庁は、窓ガラス、外壁タイルの落下等により、歩行者等に危害を及ぼす危険性の高い建築物の所有者に対して、落下防止対策の普及・啓発を実施することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 ブロック堀の倒壊防止対策</p> <p>県、市町は、<u>ブロック堀</u>の倒壊防止対策の実施に努めることとする。</p> <p>(1) ブロック堀の造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発</p> <p>(2) ブロック堀の危険箇所の調査</p> <p>(3) 危険なブロック堀の造り替えや生け垣化の奨励</p> <p>(4) 危険なブロック堀の撤去費への補助</p> <p>(5) (略)</p> <p>9～11 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第5款 宅地造成等の規制</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 宅地造成工事規制区域等の指定</p> <p>2 宅地防災パトロールと措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県、市町は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関・自衛隊の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を<u>指示</u>するなど必要な措置を行うこととする。</p> <p>① 防災措置についての文書による<u>指示</u></p> <p>② (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第5款 宅地造成等の規制</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 宅地造成工事規制区域等の指定</p> <p>2 宅地防災パトロールと措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県、市町は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関・自衛隊の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を<u>指導</u>するなど必要な措置を行うこととする。</p> <p>① 防災措置についての文書による<u>指導</u></p> <p>② (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>③ 宅地造成等規制法第 14 条の規定に基づく工事の停止<u>及び</u>宅地の使用禁止命令 ④ (略)</p> <p>3 宅地<u>保全</u>相談所の設置 県は、宅地造成等規制法の<u>趣旨徹底</u>を図るとともに、宅地造成工事規制区域内外における適正な宅地造成工事を指導し、また、既存宅地の保全についての県民の相談窓口を開設することとする。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>③ 宅地造成等規制法第 14 条の規定に基づく工事の停止、<u>宅地の使用禁止及 び必要措置の命令</u> ④ (略)</p> <p>3 宅地<u>防災</u>相談所の設置 県は、宅地造成等規制法の<u>周知</u>を図るとともに、宅地造成工事規制区域内外における適正な宅地造成工事を指導し、また、既存宅地の保全についての県民の相談窓口を開設することとする。</p> <p>4～5 (略)</p>
<p>第 2 編 災害予防計画</p> <p>第 4 章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第 4 節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第 6 款 災害危険区域対策の実施</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1 災害危険区域の指定 県は、災害の危険の著しいと認められる地域について、市町と協議のうえ、建築基準法第 39 条に基づく「災害危険区域に関する条例」により、災害危険区域の追加指定を行うこととする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 危険住宅の除却又は移転</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 補助限度額 <u>4,150</u> 千円 (土地を取得しない場合 <u>3,190</u> 千円) 年利 8.5% を限度に金融機関からの借入利息について助成</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 2 編 災害予防計画</p> <p>第 4 章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第 4 節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第 6 款 災害危険区域対策の実施</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1 災害危険区域の指定 県は、災害の危険の著しいと認められる地域について、市町と協議の上、建築基準法第 39 条に基づく「災害危険区域に関する条例」により、災害危険区域の追加指定を行うこととする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 危険住宅の除却又は移転</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危険住宅に代わる<u>移転先</u>住宅の建設又は購入に要する経費 補助限度額 <u>4,210</u> 千円 (土地を取得しない場合 <u>3,250</u> 千円) 年利 8.5% を限度に金融機関からの借入利息<u>相当額</u>について助成</p> <p>4 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案															
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 西日本高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th><th style="text-align: center;">事 業 名</th><th style="text-align: center;">事 業 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">18～ (22～)</td><td>中国横断自動車道姫路鳥取線</td><td>区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4 km</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">30～</td><td>神戸西バイパス</td><td>区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9 km</td></tr> </tbody> </table> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	年度	事 業 名	事 業 内 容	18～ (22～)	中国横断自動車道姫路鳥取線	区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4 km	30～	神戸西バイパス	区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9 km	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 西日本高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 業 名</th><th style="text-align: center;">事 業 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国横断自動車道姫路鳥取線</td><td>区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4 km</td></tr> <tr> <td>神戸西バイパス</td><td>区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9 km</td></tr> </tbody> </table> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	事 業 名	事 業 内 容	中国横断自動車道姫路鳥取線	区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4 km	神戸西バイパス	区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9 km
年度	事 業 名	事 業 内 容														
18～ (22～)	中国横断自動車道姫路鳥取線	区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4 km														
30～	神戸西バイパス	区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9 km														
事 業 名	事 業 内 容															
中国横断自動車道姫路鳥取線	区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4 km															
神戸西バイパス	区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9 km															
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第5款 空港・ヘリポート対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>コウノトリ但馬空港の活用</u></p> <p>3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定</p> <p>(1) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第5款 空港・ヘリポート対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 但馬空港の活用</p> <p>3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定</p> <p>(1) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。</p>															

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																								
<p>○ ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>地 域</th><th>神 戸</th><th>阪神南</th><th>阪神北</th><th>東播磨</th><th>北播磨</th><th>中播磨</th><th>西播磨</th><th>但 馬</th><th>丹 波</th><th>淡 路</th><th>計</th></tr> <tr> <td>箇所数</td><td>2 7</td><td>1 5</td><td>2 4</td><td>1 9</td><td>2 7</td><td>2 8</td><td>3 7</td><td>4 0</td><td>2 2</td><td>2 6</td><td>2 6 5</td></tr> </table> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>4 広域防災拠点におけるヘリポート等の整備 但馬広域防災拠点、豊岡市岩井、<u>コウノトリ</u>但馬空港、空港</p> <p>5 (略)</p>	地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計	箇所数	2 7	1 5	2 4	1 9	2 7	2 8	3 7	4 0	2 2	2 6	2 6 5	<p><u>〔削除〕</u></p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>4 広域防災拠点におけるヘリポート等の整備 但馬広域防災拠点、豊岡市岩井、但馬空港、空港</p> <p>5 (略)</p>
地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計														
箇所数	2 7	1 5	2 4	1 9	2 7	2 8	3 7	4 0	2 2	2 6	2 6 5														
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第1款 電力施設の整備等</p> <p>〔実施機関：関西電力(株)〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 関係機関との相互連携協力体制の構築 関西電力は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 自治体との協調 平常時には<u>自治体の防災会議等へ参画し</u>、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。(以下、略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 他電力会社等との協調 他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、請負会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備し</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第1款 電力施設の整備等</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県国土整備部</u>、<u>県農政環境部</u>、<u>市町、関西電力(株)、関西電力送配電(株)</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 関係機関との相互連携協力体制の構築 関西電力および<u>関西電力送配電</u>は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 自治体との協調 平常時には<u>地方防災会議等への参画</u>、<u>最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し</u>、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。(以下、略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 他電力会社等との協調 <u>他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社</u>、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、<u>協力会社</u>、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送</p>																								

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
ておく。 <p>(4) 地域貢献 地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、<u>当社施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。</u></p>	力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。 <p>(4) 地域貢献 <u>地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、<u>関西電力および関西電力送配電</u>の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。</u></p>
<u>〔新設〕</u>	<u>(5) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策</u> <u>非常事態において、広域的な連絡体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。</u> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>災害時のオープンスペース利用等に関する自治体との協定締結</u> ② <u>復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結</u> ③ <u>災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携</u> ④ <u>工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施</u> ⑤ <u>災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結</u> ⑥ <u>燃料利用等に関する関係企業との協定締結</u> ⑦ <u>他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化目的とした「レアラート」の活用</u>
2 災害予防に関する事項	2 災害予防に関する事項
(1) 防災教育 <p>関西電力は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。(以下、略)</p>	(1) 防災教育 <p>関西電力および<u>関西電力送配電</u>は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。(以下、略)</p>
(2) 防災訓練 <p>関西電力は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。</p> <p>なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的</p>	(2) 防災訓練 <p>関西電力および<u>関西電力送配電</u>は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p> <p>さらに、関西電力は、国が指定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）に所在する事業所において、年1回以上、南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練等を実施する。（以下、略）</p>	<p>なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p> <p>さらに、関西電力および関西電力送配電は、国が指定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）に所在する事業所において、年1回以上、南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練等を実施する。（以下、略）</p>
<p><u>〔新設〕</u></p>	
<p>(3) 津波からの避難対策</p> <p>関西電力は、推進地域内の事業所において、自治体等の被害想定に従い、避難場所、避難経路を示した避難マップを作成し、従業員に周知する。また、津波の到達時間が早く、避難が困難であることが予想される事業所については、屋上避難階段の設置や、事業所の高台移転等の措置を講ずる。</p>	<p>(3) マニュアル類の整備</p> <p>関西電力および関西電力送配電は、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。</p>
<p>(4) 電力設備の災害予防措置に関する事項</p> <p>関西電力は、当社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。</p> <p>(i) 震災対策</p> <p>区分Ⅱ 電力保安通信設備</p> <p>① 地震動への対応</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p>	<p>(4) 津波からの避難対策</p> <p>関西電力および関西電力送配電は、推進地域内の事業所において、自治体等の被害想定に従い、避難場所、避難経路を示した避難マップを作成し、従業員に周知する。また、津波の到達時間が早く、避難が困難であることが予想される事業所については、屋上避難階段の設置や、事業所の高台移転等の措置を講ずる。</p> <p>(5) 電力設備の災害予防措置に関する事項</p> <p>関西電力および関西電力送配電は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。</p> <p>(i) 震災対策</p> <p>区分Ⅱ 電力保安通信設備※</p> <p>※通信事業者から提供を受ける保安通信回線も含む</p> <p>① 地震動への対応</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震<u>対策</u>指針」に基づいて設計を行う。(以下、略)</p> <p>工 变電設備 機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震<u>対策</u>指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</p> <p>オ 配電設備 架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重は、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。</p> <p>カ (略) ② (略)</p> <p>3 防災業務施設および設備等の整備 関西電力は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。</p> <p>(1) (略) (2) 通信連絡施設および設備 ① 通信連絡施設および設備の整備 災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。 さらに自治体等の被害想定を受けて通信手段の途絶が予想される事業所において、衛星携帯電話を配備する。</p> <p>ア 無線伝送設備 (ア) マイクロ波無線等の固定無線施設および設備 (イ)～(ウ) (略)</p> <p>イ 有線伝送設備</p>	<p>地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震<u>設計</u>指針」に基づいて設計を行う。(以下、略)</p> <p>工 变電設備 機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震<u>設計</u>指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</p> <p>オ 配電設備 架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。</p> <p>カ (略) ② (略)</p> <p>3 防災業務施設および設備等の整備 関西電力<u>および</u>関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。</p> <p>(1) (略) (2) 通信連絡施設および設備 ① 通信連絡施設および設備の整備 災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備<u>(通信事業者からの提供回線も含む)</u>の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。 さらに自治体等の被害想定を受けて通信手段の途絶が予想される事業所において、衛星携帯電話を配備する。</p> <p>ア 無線伝送設備 (ア) マイクロ波無線等の固定無線<u>回線</u> (イ)～(ウ) (略)</p> <p>イ 有線伝送設備</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
(ア)～(イ) (略) (ウ) 通信線搬送設備、光搬送 <u>設備</u> エ I P ネットワーク <u>設備</u> オ (略) ② (略) (3)～(7) (略)	(ア)～(イ) (略) (ウ) 通信線搬送設備、光搬送 <u>回線</u> エ I P ネットワーク <u>回線</u> オ (略) ② (略) (3)～(7) (略)
4 復旧用資機材等の確保および整備 関西電力は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。 ①～③ (略) ④ 復旧用資機材の広域運営 平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。 ⑤ (略) ⑥ 復旧用資機材の仮置場の確保 災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。(以下、略) ⑦～⑧ (略)	4 復旧用資機材等の確保および整備 関西電力 <u>および</u> 関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。 ①～③ (略) ④ 復旧用資機材の広域運営 平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害 <u>発生</u> 時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。 ⑤ (略) ⑥ 復旧用資機材等の仮置場の確保 災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。(以下、略) ⑦～⑧ (略)
5 電気事故の防止 関西電力は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。 (1) (略) (2) 広報活動 ① 電気事故防止 P R 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心	5 電気事故の防止 関西電力 <u>および</u> 関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。 (1) (略) (2) 広報活動 ① 電気事故防止 P R 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>に広報活動を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに<u>当社事業所</u>に通報すること。</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>ク (略)</p> <p>② PRの方法</p> <p>電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関<u>およびインターネット</u>等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</p> <p>③ (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p>	<p>に広報活動を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに<u>送配電コンタクトセンター</u>に通報すること。</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>ク <u>台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。</u></p> <p>ケ (略)</p> <p>② PRの方法</p> <p>電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、<u>ホームページおよびSNS</u>等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</p> <p>③ (略)</p> <p>⑥ 安定的な電力供給に向けた連携強化</p> <p><u>県、関西電力送配電は、倒木等により送配電網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の強化に努めることとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力に努めることとする。</u></p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2款 ガス施設の整備等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災システムの強化</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2款 ガス施設の整備等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災システムの強化</p>

地震災害対策計画

現 行			修 正 案								
○地域防災事業所組織図		(平成31年4月現在)		○地域防災事業所組織図		(令和2年5月末現在)					
ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			ブロック	地 域	防災事業所の種別・数				
		充填所	LPガススタンド	容器検査所			充填所	LPガススタンド	容器検査所		
加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一 部	9	4	3	加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一 部	8	3	2		
姫路	姫路市・神崎郡	10	6	1	姫路	姫路市・神崎郡	10	5	1		
(3)～(4) (略)		(3)～(4) (略)		(3)～(4) (略)		(3)～(4) (略)					
第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備 第3款 電気通信施設の整備等 〔実施機関：西日本電信電話株、株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株、KDDI株、ソフトバンク株〕				第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備 第3款 電気通信施設の整備等 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県農政環境部、県国土整備部、市町、西日本電信電話株、株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株、KDDI株、ソフトバンク株〕							
第1 (略)				第1 (略)							
第2 内容				第2 内容							
1 西日本電信電話株、株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株の取組				1 西日本電信電話株、株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株の取組							
(1) 施設の保全及び耐震性の強化				(1) 施設の保全及び耐震性の強化							
① 建物及び鉄塔	建物及び鉄塔の耐震診断及び補強を実施することとする。			① 建物及び鉄塔	独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準を満足するよう設計している。また、診断及び補強も実施する。						
② 所内設備	ア (略)			② 所内設備	ア (略)						
	イ 電力設備				イ 電力設備						
電力設備は、建物へ支持金物により固定し、蓄電池は耐震枠による移動防止などの対策を講じているが、更に発電装置系の始動用補給水の確				電力設備は、受電装置、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から成る。これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金							

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化を実施することとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>[新設]</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>物により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じているが、さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現について検討を行う。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 安定的な電気通信に向けた連携強化</p> <p>県、西日本電信電話㈱は、倒木等により電気通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の強化に努めることとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力に努めることとする。</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第7款 共同溝等の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 共同溝等の整備</p> <p>道路管理者は、関西電力㈱、西日本電信電話㈱等のライフライン事業者と協議の上、共同溝等の整備を推進し、被災時のライフラインの迅速復旧と道路機能の確保を図ることとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第7款 共同溝等の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 共同溝等の整備</p> <p>道路管理者は、関西電力㈱および関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱等のライフライン事業者と協議の上、共同溝等の整備を推進し、被災時のライフラインの迅速復旧と道路機能の確保を図ることとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第8節 地下街の防災体制の整備</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第8節 地下街の防災体制の整備</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																
<p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部まちづくり局、県警察本部、消防本部、関西電力(株)、大阪ガス(株)、地下街等関係者〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 関係機関の業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務等</th> <th colspan="2">業 務 概 要</th> </tr> <tr> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 防 御</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力株式会社</td> <td>1 電力供給施設の調査点検 2 消防・警察機関に対する支援体制</td> <td>1 電力供給施設の応急対策 2 消防・警察機関に対する支援体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	業務等	業 務 概 要		災 害 予 防	災 害 防 御	関西電力株式会社	1 電力供給施設の調査点検 2 消防・警察機関に対する支援体制	1 電力供給施設の応急対策 2 消防・警察機関に対する支援体制	<p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部まちづくり局、県警察本部、消防本部、関西電力(株)、<u>関西電力送配電(株)</u>、大阪ガス(株)、地下街等関係者〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 関係機関の業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務等</th> <th colspan="2">業 務 概 要</th> </tr> <tr> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 防 御</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力株式会社 <u>関西電力送配電</u> 株式会社</td> <td>1 電力供給施設の調査点検</td> <td>1 電力供給施設の応急対策 2 消防・警察機関に対する支援体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	業務等	業 務 概 要		災 害 予 防	災 害 防 御	関西電力株式会社 <u>関西電力送配電</u> 株式会社	1 電力供給施設の調査点検	1 電力供給施設の応急対策 2 消防・警察機関に対する支援体制
業務等		業 務 概 要															
	災 害 予 防	災 害 防 御															
関西電力株式会社	1 電力供給施設の調査点検 2 消防・警察機関に対する支援体制	1 電力供給施設の応急対策 2 消防・警察機関に対する支援体制															
業務等	業 務 概 要																
	災 害 予 防	災 害 防 御															
関西電力株式会社 <u>関西電力送配電</u> 株式会社	1 電力供給施設の調査点検	1 電力供給施設の応急対策 2 消防・警察機関に対する支援体制															
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 調査研究体制等の強化</p> <p>第1節 地震観測体制の整備</p> <p>〔実施機関：神戸地方気象台、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、山陽電気鉄道(株)、関西電力(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県内の地震動の観測施設</p> <p>(1) 気象庁の行う観測</p> <p>　気象庁は、地震発生時の<u>震源の規模</u>の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域予想、M 3 以上の地震に関する調査研究のため、地震計・計測震度計等を設置して観測を行っており、報道機関にも情報を提供している。(以下、略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業者が行う観測</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 調査研究体制等の強化</p> <p>第1節 地震観測体制の整備</p> <p>〔実施機関：神戸地方気象台、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、山陽電気鉄道(株)、<u>関西電力(株)</u>、<u>関西電力送配電(株)</u>、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県内の地震動の観測施設</p> <p>(1) 気象庁の行う観測</p> <p>　気象庁は、地震発生時の<u>地震の規模</u>や<u>震源の規模</u>の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域予想、M 3 以上の地震に関する調査研究のため、地震計・計測震度計等を設置して観測を行っており、報道機関にも情報を提供している。(以下、略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業者が行う観測</p>																
	地 2-29																

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>鉄道事業者等が地震発生時の安全確保のため、設置している地震計は次のとおり。</p> <p>関西電力 <u>13</u> 阪急電鉄 <u>1</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>鉄道事業者等が地震発生時の安全確保のため、設置している地震計は次のとおり。</p> <p>関西電力・関西電力送配電 <u>11</u> 阪急電鉄 <u>3</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第1節 ひょうご防災減災推進条例に基づく活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 「1. 17は忘れない」取り組みの推進</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ひょうご安全の日推進事業（助成金）の実施 県民グループ、<u>民間団体等による、「伝える」「活かす」「備える」をテーマに震災の経験と教訓を発信し、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」の定着に貢献する事業を支援するとともに、災害時要援護者対策を中心とした地域の共助の取り組みを支援する。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第1節 ひょうご防災減災推進条例に基づく活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 「1. 17は忘れない」取り組みの推進</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ひょうご安全の日推進事業（助成金）の実施 県民グループ、<u>地域団体等による震災の経験と教訓を発信する事業や、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」の定着に貢献する事業を支援する。</u></p> <p>4 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第4節 国際防災・人道支援拠点の形成</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 国際防災・人道支援拠点の形成</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 構成機関（19機関）</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第4節 国際防災・人道支援拠点の形成</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 国際防災・人道支援拠点の形成</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 構成機関（19機関）</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)、アジア防災センター(ADRC)、神戸地方気象台、国際エメックスセンター、国際協力機構(JICA)兵庫国際センター、国際防災復興協力機構(IRP)、国際連合人道問題調整事務所(OCHA)神戸、<u>国連国際防災戦略(ISDR)</u>兵庫事務所、(以下、略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)、アジア防災センター(ADRC)、神戸地方気象台、国際エメックスセンター、国際協力機構(JICA)兵庫<u>関西</u>センター、国際防災復興協力機構(IRP)、国際連合人道問題調整事務所(OCHA)神戸、<u>国連防災機関(UNDRR)</u>駐日兵庫事務所、(以下、略)</p> <p>2 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <p>兵庫県災害対策本部 (設置基準)</p> <p>4 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、又は南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表され、県内の地域にもかなりの震度が予想される場合で、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき</p> <p>(その他)</p> <p>2 (略) 参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。<u>関西電力</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <p>兵庫県災害対策本部 (設置基準)</p> <p>4 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、県内の地域にもかなりの震度が予想される場合で、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき</p> <p>(その他)</p> <p>2 (略) 参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。<u>関西電力送配電</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 予警報等の発表・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 予警報等の発表・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒</p>

地震災害対策計画

現 行			修 正 案				
(宣言等を除く)			(宣言等を除く)				
(1) (略)			(1) (略)				
(2) 地震及び津波に関する情報の発表			(2) 地震及び津波に関する情報の発表				
(地震情報・種類と発表基準及び内容)			(地震情報・種類と発表基準及び内容)				
各地の震度に関する情報	地震情報の種類	発表基準	内 容				
		・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。				
	推計震度分布図	(略)	(略)				
	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕				
遠地地震に関する情報	(略)	(略)	(略)				
(津波情報の種類と内容)			(津波情報の種類と内容)				
情報の種類	情報の内容		情報の種類	情報の内容			
	津波に関するその他の情報			津波に関するその他の情報			
津波に関するその他の情報			津波に関するその他の情報				
(※3) 津波に関するその他の情報の発表内容について			(※3) 津波に関するその他の情報の発表内容について				
・ここで言う「津波に関するその他の情報」とは、218 ページの (1) (2) に記載されている「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報のことである。			・ここで言う「津波に関するその他の情報」とは、218 ページの (1) (2) に記載されている「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報のことである。				

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 災害情報の収集・報告</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1) 県、市町 県、市町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この款においては「災害情報」という。）を収集することとする。（以下、略）</p> <p>(2) (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害情報の伝達手段</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 有線が途絶した場合は、兵庫県防災行政無線、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。 必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>6 画像情報の送信</p> <p>画像情報を送信することができる市町（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を県に送信することとする。</p> <p>①～④ (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 災害情報の収集・報告</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1) 県、市町 県、市町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この款においては「災害情報」という。）を、<u>必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターレビュシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、</u>収集することとする。（以下、略）</p> <p>(2) (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害情報の伝達手段</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 有線が途絶した場合は、<u>中央防災無線網、</u>兵庫県防災行政無線、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。 必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>6 画像情報の送信</p> <p>画像情報を送信することができる市町（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を県に送信することとする。</p> <p>①～④ (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案												
<p>県においても同様の基準により、<u>消防庁</u>に送信することとする。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 関係機関との連携 <u>〔新設〕</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>県においても同様の基準により、<u>官房</u>、<u>非常本部</u>、<u>消防庁等</u>に送信することとする。<u>有線が途絶した場合は、中央防災無線網等を活用することとする。</u></p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 関係機関との連携</p> <p>(1) 県は、現地において国が開催する市町やライフライン事業者等の代表者を集めた災害の状況、対応等について情報共有するための連絡会議及び、連絡会議で把握した調整困難な災害対応等について関係者間の役割分担、対応方針等を調整する調整会議に参加し、自らの対応状況や被災市町等を通じて把握した被災地の状況等を関係省等に共有し、必要な調整を行うよう努めることする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>												
<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">部</th> <th style="text-align: center; width: 35%;">調査事項</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">災害対策本部 事務局の状況 ライフライン被害・復旧状況</td> <td style="vertical-align: top;">各部局が把握した被害</td> <td> <p>事務局 ← 各部局総務課等</p> <p>事務局 ← NTT西日本 [電話]</p> <ul style="list-style-type: none"> — 各携帯電話事業者 [携帯電話] — 関西電力 [電気] — 大阪ガス [都市ガス] — (一社) 兵庫県LPガス協会 [LPガス] — 健康福祉部生活衛生課 [水道] — 産業労働部工業振興課 [工業用水道] </td></tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局の状況 ライフライン被害・復旧状況	各部局が把握した被害	<p>事務局 ← 各部局総務課等</p> <p>事務局 ← NTT西日本 [電話]</p> <ul style="list-style-type: none"> — 各携帯電話事業者 [携帯電話] — 関西電力 [電気] — 大阪ガス [都市ガス] — (一社) 兵庫県LPガス協会 [LPガス] — 健康福祉部生活衛生課 [水道] — 産業労働部工業振興課 [工業用水道] 	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">部</th> <th style="text-align: center; width: 35%;">調査事項</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">災害対策本部 事務局の状況 ライフライン被害・復旧状況</td> <td style="vertical-align: top;">各部局が把握した被害</td> <td> <p>事務局 ← 各部局総務課等</p> <p>事務局 ← NTT西日本 [電話]</p> <ul style="list-style-type: none"> — 各携帯電話事業者 [携帯電話] — 関西電力、<u>関西電力送配電</u> [電気] — 大阪ガス [都市ガス] — (一社) 兵庫県LPガス協会 [LPガス] — 健康福祉部生活衛生課 [水道] — 産業労働部工業振興課 [工業用水道] </td></tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局の状況 ライフライン被害・復旧状況	各部局が把握した被害	<p>事務局 ← 各部局総務課等</p> <p>事務局 ← NTT西日本 [電話]</p> <ul style="list-style-type: none"> — 各携帯電話事業者 [携帯電話] — 関西電力、<u>関西電力送配電</u> [電気] — 大阪ガス [都市ガス] — (一社) 兵庫県LPガス協会 [LPガス] — 健康福祉部生活衛生課 [水道] — 産業労働部工業振興課 [工業用水道]
部	調査事項	調査（報告）系統											
災害対策本部 事務局の状況 ライフライン被害・復旧状況	各部局が把握した被害	<p>事務局 ← 各部局総務課等</p> <p>事務局 ← NTT西日本 [電話]</p> <ul style="list-style-type: none"> — 各携帯電話事業者 [携帯電話] — 関西電力 [電気] — 大阪ガス [都市ガス] — (一社) 兵庫県LPガス協会 [LPガス] — 健康福祉部生活衛生課 [水道] — 産業労働部工業振興課 [工業用水道] 											
部	調査事項	調査（報告）系統											
災害対策本部 事務局の状況 ライフライン被害・復旧状況	各部局が把握した被害	<p>事務局 ← 各部局総務課等</p> <p>事務局 ← NTT西日本 [電話]</p> <ul style="list-style-type: none"> — 各携帯電話事業者 [携帯電話] — 関西電力、<u>関西電力送配電</u> [電気] — 大阪ガス [都市ガス] — (一社) 兵庫県LPガス協会 [LPガス] — 健康福祉部生活衛生課 [水道] — 産業労働部工業振興課 [工業用水道] 											

地震災害対策計画

現 行			修 正 案																										
○ 市町からの主な緊急対策支援要請																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>調査事項</th><th>調査（報告）系統</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉部</td><td>ライフラインの優先復旧（医療機関関係）</td><td>NTT西日本 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 水道事業者 ← 企業庁水道課 ← (生活衛生課) 各医療機関 関西電力 ← 大阪ガス ← (一社)兵庫県LPガス協会 ←</td></tr> </tbody> </table>			部	調査事項	調査（報告）系統	健康福祉部	ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	NTT西日本 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 水道事業者 ← 企業庁水道課 ← (生活衛生課) 各医療機関 関西電力 ← 大阪ガス ← (一社)兵庫県LPガス協会 ←	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>調査事項</th><th>調査（報告）系統</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉部</td><td>ライフラインの優先復旧（医療機関関係）</td><td>NTT西日本 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 水道事業者 ← 企業庁水道課 ← (生活衛生課) 各医療機関 関西電力、関西電力送配電 ← 大阪ガス ← (一社)兵庫県LPガス協会 ←</td></tr> </tbody> </table>			部	調査事項	調査（報告）系統	健康福祉部	ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	NTT西日本 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 水道事業者 ← 企業庁水道課 ← (生活衛生課) 各医療機関 関西電力、関西電力送配電 ← 大阪ガス ← (一社)兵庫県LPガス協会 ←												
部	調査事項	調査（報告）系統																											
健康福祉部	ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	NTT西日本 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 水道事業者 ← 企業庁水道課 ← (生活衛生課) 各医療機関 関西電力 ← 大阪ガス ← (一社)兵庫県LPガス協会 ←																											
部	調査事項	調査（報告）系統																											
健康福祉部	ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	NTT西日本 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 水道事業者 ← 企業庁水道課 ← (生活衛生課) 各医療機関 関西電力、関西電力送配電 ← 大阪ガス ← (一社)兵庫県LPガス協会 ←																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>調査事項</th><th>調査（報告）系統</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県土整備部</td><td>被災宅地危険度判定士の派遣</td><td>国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町</td></tr> <tr> <td>応急仮設住宅の建設</td><td>プレハブ建築協会及び ← 公営住宅課 ← 市町 ※救助実施市は県に必要戸数を報告し、県がとりまとめて協定団体に建設要請</td></tr> <tr> <td>借上型仮設住宅の提供</td><td>関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町</td></tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定士の派遣</td><td>国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町</td></tr> </tbody> </table>			部	調査事項	調査（報告）系統	県土整備部	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町	応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会及び ← 公営住宅課 ← 市町 ※救助実施市は県に必要戸数を報告し、県がとりまとめて協定団体に建設要請	借上型仮設住宅の提供	関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町	被災建築物応急危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>調査事項</th><th>調査（報告）系統</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県土整備部</td><td>被災宅地危険度判定士の派遣</td><td>国土交通省 ← 被災宅地危険度判定 ← 建築指導課 ← 市町連絡協議会</td></tr> <tr> <td>応急仮設住宅の建設</td><td>プレハブ建築協会及び ← 公営住宅課 ← 市町 全国木造建設事業協会 ※救助実施市は県に必要戸数を報告し、県が取りまとめて協定団体に建設要請</td></tr> <tr> <td>賃貸型応急住宅の提供</td><td>関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町</td></tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定士の派遣</td><td>国土交通省 ← 被災宅地危険度判定 ← 建築指導課 ← 市町連絡協議会</td></tr> </tbody> </table>			部	調査事項	調査（報告）系統	県土整備部	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定 ← 建築指導課 ← 市町連絡協議会	応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会及び ← 公営住宅課 ← 市町 全国木造建設事業協会 ※救助実施市は県に必要戸数を報告し、県が取りまとめて協定団体に建設要請	賃貸型応急住宅の提供	関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町	被災建築物応急危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定 ← 建築指導課 ← 市町連絡協議会
部	調査事項	調査（報告）系統																											
県土整備部	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町																											
	応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会及び ← 公営住宅課 ← 市町 ※救助実施市は県に必要戸数を報告し、県がとりまとめて協定団体に建設要請																											
	借上型仮設住宅の提供	関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町																											
	被災建築物応急危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町																											
部	調査事項	調査（報告）系統																											
県土整備部	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定 ← 建築指導課 ← 市町連絡協議会																											
	応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会及び ← 公営住宅課 ← 市町 全国木造建設事業協会 ※救助実施市は県に必要戸数を報告し、県が取りまとめて協定団体に建設要請																											
	賃貸型応急住宅の提供	関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町																											
	被災建築物応急危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定 ← 建築指導課 ← 市町連絡協議会																											
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第4款 被災者支援のための情報の収集・活用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 罹災証明書の交付</p> <p><u>〔新設〕</u></p>			<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第4款 被災者支援のための情報の収集・活用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 罹災証明書の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施する。その実施に当たっては、テレビ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者が参加可能となるよう、実施方法の工夫に努めることとする。 																										

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付することとする。
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 県域の被害への対応 第1 (略) 第2 内容 1 県 (1) 基本的な考え方 ① 応援・応援要請の実施基準 　　県は、大規模な災害の発生を知覚したときは、被災市町を応援するとともに、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、関係機関に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することとする。 　　②～④ (略) (2)～(6) (略) 2 (略) 3 近畿地方整備局 (1) (略) (2) 応援の要請 　　兵庫県は、近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出することとする。(以下、略) (3)～(4) (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 県域の被害への対応 第1 (略) 第2 内容 1 県 (1) 基本的な考え方 ① 応援・応援要請の実施基準 　　県は、大規模な災害の発生を知覚したときは、被災市町を応援するとともに、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、関係機関に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することとする。 　　<u>その際、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。</u> 　　②～④ (略) (2)～(6) (略) 2 (略) 3 近畿地方整備局 (1) (略) (2) 応援の要請 　　兵庫県は、近畿地方整備局へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出することとする。(以下、略) (3)～(4) (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
4～5 (略)	4～5 (略)
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 県外の被災地に対する応援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 動員の実施</p> <p>　県職員の動員体制は、次のとおりとする。なお、支援本部が設置されたときなど、より多くの職員が必要になると判断される場合には、別途配備体制を決定することとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 県外の被災地に対する応援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 動員の実施</p> <p>　県職員の動員体制は、次のとおりとする。なお、支援本部が設置されたときなど、より多くの職員が必要になると判断される場合には、別途配備体制を決定することとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>その際、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。</u></p>
4～9 (略)	4～9 (略)
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策の実施</p> <p>第3款 医療・助産対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 県における情報収集・提供</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>① 地域医療情報センターは、災害医療圏域内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、都市医師会等関係機関と連携しつつ、災害救急医療情報シ</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策の実施</p> <p>第3款 医療・助産対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 県における情報収集・提供</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>① 地域保健医療情報センターは、災害医療圏域内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、都市医師会等関係機関と連携しつつ、災害救急医療</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>システム等を活用し、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関して情報を収集し、県に報告することとする。</p> <p>②～③（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>5 救護班の派遣等</p> <p>(1) 救護班の派遣等関係機関への要請</p> <p>① 県（医務課）は、市町長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行うこととする。</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ 厚生労働省を通じた<u>救護班</u>の派遣等の要請</p> <p>②～④（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 救護班の活動</p> <p>被災地に入った救護班等は、被災地の地域医療情報センター、市町等の指揮の下に、発災直後は<u>外科的治療を中心</u>に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行うこととする。</p> <p>その後は<u>内科的治療を中心</u>に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たることとする。（以下、略）</p> <p>6 災害拠点病院の活動</p> <p>(2) 災害が自らの災害医療圏域で発生した場合</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 災害拠点病院の<u>救急部長</u>、<u>外科部長</u>を中心として<u>選定・配置</u>している災害医療コーディネーター等が<u>トリアージ</u>を行い、他の医療機関への転送が適当と判断された患者の搬送について消防本部へ要請することとする。</p> <p>ウ 災害救急医療情報システム等を活用して圏域内外の医療機関に関する情</p>	<p>情報システム等を活用し、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関して情報を収集し、県に報告することとする。</p> <p>②～③（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>5 救護班（D M A T を含む）の派遣等</p> <p>(1) 救護班の派遣等関係機関への要請</p> <p>① 県（医務課）は、市町長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行うこととする。</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ 厚生労働省を通じた<u>D M A T</u>の派遣等の要請</p> <p>②～④（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 救護班の活動</p> <p>被災地に入った救護班等は、被災地の地域<u>保健医療情報センター</u>、市町等の指揮の下に、発災直後は、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行うこととする。</p> <p>その後は、乳幼児、高齢者等災害時要援護者等を含め健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たることとする。（以下、略）</p> <p>6 災害拠点病院の活動</p> <p>(1) 災害が自らの災害医療圏域で発生した場合</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 災害拠点病院の<u>院内災害対策本部体制</u>を中心として<u>県から委嘱</u>される災害医療コーディネーター等が<u>調整</u>を行い、他の医療機関への転送が適当と判断された患者の搬送について消防本部へ要請することとする。</p> <p>ウ 災害救急医療情報システム等を活用して圏域内外の医療機関に関する情</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請することとする。</p> <p>(1) 災害が他の災害医療圏域で発生した場合</p> <p>7 医療マンパワーの確保</p> <p>(1) 医療マンパワーの活動の調整 被災地の県健康福祉事務所・市保健所は、地域医療情報センター等と連携を図り、管内市町の被災状況や市町の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の<u>医療ボランティア</u>の配置、調整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行うこととする。</p> <p>(2) その他の医療ボランティア 他府県等から参集した医療ボランティアは、<u>災害医療センター</u>に指示された場所において、また現地に直行したボランティアは、県健康福祉事務所、市保健所又は市町に指示された場所において、市町の災害対策本部の指揮の下に活動を行うこととする。</p> <p>8 患者等搬送体制 (1) 県は、県内の各消防本部と情報交換を図りながら、円滑な患者の搬送が行われるよう調整を行うこととする。 (2)～(6) (略)</p> <p>9 医薬品等の供給 (1)～(2) (略) (3) 搬送、供給方法 ①～② (略) ③ 県は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請することとする。 <u>〔新設〕</u></p>	<p>報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域<u>保健医療情報センター</u>に対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請することとする。</p> <p>(2) 災害が他の災害医療圏域で発生した場合</p> <p>7 医療マンパワーの確保</p> <p>(1) 医療マンパワーの活動の調整 被災地の県健康福祉事務所・市保健所は、地域保健医療情報センター等と連携を図り、管内市町の被災状況や市町の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の配置、調整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行うこととする。</p> <p>(2) その他の医療ボランティア 他府県等から参集した医療ボランティアは、<u>県保健医療調整本部</u>に指示された場所において、また現地に直行したボランティアは、県健康福祉事務所、市保健所又は市町に指示された場所において、市町の災害対策本部の指揮の下に活動を行うこととする。</p> <p>8 患者等搬送体制 (1) 県は、県内の各消防本部や<u>自衛隊</u>等と情報交換を図りながら、円滑な患者の搬送が行われるよう調整を行うこととする。 (2)～(6) (略)</p> <p>9 医薬品等の供給 (1)～(2) (略) (3) 搬送、供給方法 ①～② (略) ③ 県は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材 (<u>災害時薬務コーディネーター</u>) による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請することとする。 ④ 県は、集積基地を経由しない、平時のサプライチェーンの早期回復に務める。</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案															
<p>10 医療機関のライフラインの確保</p> <p>(4) (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>11 (略)</p>	<p>10 医療機関のライフラインの確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>11 (略)</p>															
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路（「防災業務要領」による。）</p> <p>ア 交通規制の実施基準</p> <p>(ア) 西日本高速道路株式会社関西支社は、次の基準に該当する場合、直ちに交通規制を実施した上、速やかに点検を行うこととする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">内 容</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">速 度 規 制</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">通 行 止 め</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">地 震</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">計測震度4.0以上4.5未満</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">計測震度4.5以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p>	内 容	速 度 規 制	通 行 止 め	地 震	計測震度4.0以上4.5未満	計測震度4.5以上	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路（「防災業務要領」による。）</p> <p>ア 交通規制の実施基準</p> <p>(ア) 西日本高速道路株式会社関西支社は、次の基準に該当する場合、直ちに交通規制を実施した上、速やかに点検を行うこととする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">内 容</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">速 度 規 制</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">通 行 止 め</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">地 震</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">計測震度4.0以上<u>5.0</u>未満</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">計測震度<u>5.0</u>以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">計測震度4.0以上4.5未満 (※)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">計測震度4.5以上 (※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注意が必要な箇所を有する区間（山陽自動車道 神戸北IC～三木東IC、三木JCT～神戸西IC、赤穂IC～備前IC）について適用する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p>	内 容	速 度 規 制	通 行 止 め	地 震	計測震度4.0以上 <u>5.0</u> 未満	計測震度 <u>5.0</u> 以上		計測震度4.0以上4.5未満 (※)	計測震度4.5以上 (※)
内 容	速 度 規 制	通 行 止 め														
地 震	計測震度4.0以上4.5未満	計測震度4.5以上														
内 容	速 度 規 制	通 行 止 め														
地 震	計測震度4.0以上 <u>5.0</u> 未満	計測震度 <u>5.0</u> 以上														
	計測震度4.0以上4.5未満 (※)	計測震度4.5以上 (※)														

地震災害対策計画

現 行			修 正 案														
<p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路（「防災業務実施要領－本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター」、「防災業務実施要領－本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター」による。）</p> <p>ア 通行制限及び通行禁止の実施基準</p> <p>(ア) 本州四国連絡高速道路株式会社は、あらかじめ県警察本部と協議の上、災害発生により交通が危険であると認められる場合のほか、次に定める基準に該当する場合は、通行制限又は通行禁止（以下、「通行制限等」という。）の措置をとることとする。</p> <p>○ 通行規制等基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>50km 規 制※1</th><th>通 行 止</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地 震</td><td>計測震度4.0以上4.5未満（震度4※2）</td><td>計測震度4.5以上（震度5弱以上）</td></tr> </tbody> </table>				50km 規 制※1	通 行 止	地 震	計測震度4.0以上4.5未満（震度4※2）	計測震度4.5以上（震度5弱以上）	<p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路（「防災業務実施要領－本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター」、「防災業務実施要領－本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター」による。）</p> <p>ア 通行制限及び通行禁止の実施基準</p> <p>(ア) 本州四国連絡高速道路株式会社は、あらかじめ県警察本部と協議の上、災害発生により交通が危険であると認められる場合のほか、次に定める基準に該当する場合は、通行制限又は通行禁止（以下、「通行制限等」という。）の措置をとることとする。</p> <p>○ 通行規制等基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>50km 規 制※1</th><th>通 行 止</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地 震</td><td>計測震度4.0以上4.9以下 (震度4※2～震度5弱)</td><td>計測震度5.0以上（震度5強以上）</td></tr> </tbody> </table>				50km 規 制※1	通 行 止	地 震	計測震度4.0以上4.9以下 (震度4※2～震度5弱)	計測震度5.0以上（震度5強以上）
	50km 規 制※1	通 行 止															
地 震	計測震度4.0以上4.5未満（震度4※2）	計測震度4.5以上（震度5弱以上）															
	50km 規 制※1	通 行 止															
地 震	計測震度4.0以上4.9以下 (震度4※2～震度5弱)	計測震度5.0以上（震度5強以上）															
<p>(イ) (略)</p> <p>イ 通行制限等の実施方法</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 本州四国連絡高速道路株式会社は、通行禁止を実施した場合、通行禁止区間内のインターチェンジ又は通行禁止区間外の本線から通行禁止区間に車両が流入しないよう措置するとともに、通行禁止区間内の本線上の車両又はサービスエリア内等の車両に対し、巡回車等により、原則として次のとおり指示することとする。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>			<p>(イ) (略)</p> <p>イ 通行制限等の実施方法</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 本州四国連絡高速道路株式会社は、通行禁止を実施した場合、通行禁止区間内のインターチェンジ又は通行禁止区間外の本線から通行禁止区間に車両が流入しないよう措置するとともに、通行禁止区間内の本線上の車両又はサービスエリア内等の車両に対し、巡回車等により、原則として次のとおり指示することとする。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>														
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p>			<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p>														

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第2款 緊急輸送対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 緊急輸送に当たっての基本的事項等</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は、兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」、兵庫県倉庫協会と締結した「災害時における救援物資の保管等に関する協定」及び民間事業者と締結した「災害時における物資の緊急輸送及び物資受入・配送拠点の運営等に関する協定」に基づき、その協力を得て輸送手段及び輸送拠点の確保を図ることとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第2款 緊急輸送対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 緊急輸送に当たっての基本的事項等</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は、兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」、兵庫県倉庫協会と締結した「災害時における救援物資の保管等に関する協定」及び民間事業者と締結した「災害時における物資の緊急輸送及び物資受入・配送拠点の運営等に関する協定」に基づき、その協力を得て輸送手段及び輸送拠点の確保を図るとともに、市町の輸送拠点から指定避難所等までの円滑な輸送体制を速やかに構築できるよう市町を支援する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第3款 ヘリコプターの運航</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県消防防災ヘリコプター</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県内市町からの支援要請手続</p> <p>① (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第3款 ヘリコプターの運航</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県消防防災ヘリコプター</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県内市町からの支援要請手続</p> <p>① (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>② 要請手続</p> <p>県に対するヘリコプターの支援要請は、市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長が神戸市消防局警防部司令課に対し手続を行い、事後速やかに所定の要請書を県（消防課）に提出することとする。神戸市消防局警防部司令課を通じて緊急運航の要請を受けた場合には、防災監は、災害の状況及び現場の気象状況を確認の上、出動の可否を決定し、消防防災航空隊長に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答することとする。</p> <p>ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行うこととする。</p> <p>③ 要請先</p> <p>ア 県災害対策本部非設置時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。 <p>神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 331-0119</p> <p>イ （略）</p> <p>④～⑥ （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>② 要請手続</p> <p>県に対するヘリコプターの支援要請は、市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長又はそれらの者から委任された者が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出することとする。</p> <p>ただし、県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行うこととする。</p> <p>③ 要請先</p> <p>ア 県災害対策本部非設置時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。 <p>神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 333-0119</p> <p>イ （略）</p> <p>④～⑥ （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>2～3 （略）</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 避難所の開設・運営等</p> <p>(1) 避難所の開設</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 避難所の開設・運営等</p> <p>(1) 避難所の開設</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>原則として市町長が避難所の開設の要否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設することとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>④～⑪ (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>① 原則として市町長が避難所の開設の要否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設することとする。</p> <p>② 市町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討することとする。</p> <p>③ 市町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めることとする。</p> <p>④ 市町は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討することとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 市町は、避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行うこととする。</p> <p>⑤～⑫ (略)</p> <p>⑬ 市町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に問わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 住宅の応急修理</p> <p>(1) 市町は、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施することとする。</p> <p>(2) 市町は、建築業者が不足したり、建築資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼することとする。</p> <p>① 被害戸数（半焼・半壊）</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 住宅の応急修理</p> <p>(1) 市町は、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、応急修理を実施することとする。</p> <p>(2) 市町は、建築業者が不足したり、建築資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼することとする。</p> <p>① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>5～7 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 輸送</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>〔新設〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 輸送</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市町は、各市町の物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>8～10 (略)</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第3款 物資の供給 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 品目 (1) (略) <u>〔新設〕</u> (2)～(3) (略) 4 供給 (1) (略) (2) 県は、市町から要請があった場合、又は必要と認める場合、業者との供給協定等により、緊急物資を供給あっせんするとともに、流通業界や石油業界に、迅速な流通の確保を要請することとする。(以下、略) (3)～(4) (略)</p>	<p>民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第3款 物資の供給 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 品目 (1) (略) <u>(2) 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）</u> <u>消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など</u> (3)～(4) (略) 4 供給 (1) (略) (2) 県は、市町から要請があった場合、又は必要と認める場合、業者との供給協定等により、緊急物資を供給あっせんするとともに、流通業界や石油業界に、迅速な流通の確保を要請することとする。なお、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めることとする。(以下、略) (3)～(4) (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
5～7 (略)	5～7 (略)
第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第2款 健康対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 巡回栄養相談の実施 (1) 県及び市町は、県栄養士会と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。(以下、略) (2)～(4) (略) 3～4 (略)	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第2款 健康対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 巡回栄養相談の実施 (1) 県及び市町は、 <u>災害時における行政栄養士活動ガイドライン</u> に基づき、 <u>県栄養士会等関係団体</u> と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。(以下、略) (2)～(4) (略) 3～4 (略)
第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第8節 生活救援対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～10 (略) 11 農業共済金、漁業共済金の早期支払い 県は、 <u>市町等</u> に対する農業共済金、漁業共済金の早期支払いの指導や農業共済事業、漁業共済事業への加入の促進を図ることとする。 12 (略)	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第8節 生活救援対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～10 (略) 11 農業共済金、漁業共済金の早期支払い 県は、 <u>農業共済組合等</u> に対する農業共済金、漁業共済金の早期支払いの指導や農業 <u>保険事業</u> 、漁業共済事業への加入の促進を図ることとする。 12 (略)

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第9節 災害時要援護者支援対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1~6 (略)</p> <p>7 外国人県民への情報伝達等</p> <p>　　県、市町等は、外国人県民、訪日外国人等の被災情報を把握するとともに、 　　外国語による情報提供、相談を行うこととする。</p> <p>　　(1) (略)</p> <p>　　(2) 外国人県民等への情報提供</p> <p>　　　① 相談体制の確立 　　　　県は、<u>外国人県民インフォメーションセンター</u>で外国人県民相談を行う 　　　　こととする。(以下、略)</p> <p>　　　② (略)</p> <p>8~11 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第9節 災害時要援護者支援対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1~6 (略)</p> <p>7 外国人県民への情報伝達等</p> <p>　　県、市町等は、外国人県民、訪日外国人等の被災情報を把握するとともに、 　　外国語による情報提供、相談を行うこととする。</p> <p>　　(1) (略)</p> <p>　　(2) 外国人県民等への情報提供</p> <p>　　　① 相談体制の確立 　　　　県は、<u>ひょうご多文化共生相談総合センター</u>で外国人県民相談を行う 　　　　こととする。(以下、略)</p> <p>　　　② (略)</p> <p>8~11 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティアの受入れ</p> <p>　　(1)~(2) (略)</p> <p>　　(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項</p> <p>　　　①~⑧ (略)</p> <p>　　　<u>〔新設〕</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティアの受入れ</p> <p>　　(1)~(2) (略)</p> <p>　　(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項</p> <p>　　　①~⑧ (略)</p> <p>　　　⑨ <u>感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。</u> 　　　また、県は、災害ボランティアのPCP検査費用を支援するなど派遣環境</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>2 (略)</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第1款 電力の確保 第1 (略) 第2 内容 1 県の応急対策 (1) 被害状況等の情報収集 関西電力株のほか、市町、県警察本部、消防機関等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。 (2) (略) (3) 優先復旧等 ① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、関西電力株に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。 ② 関西電力株から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行うこととする。 ③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、関西電力株に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請することとする。 ④ (略) <u>〔新設〕</u> 2 関西電力株および関西電力送配電株の応急対策</p>	<p><u>を整備すること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第1款 電力の確保 第1 (略) 第2 内容 1 県の応急対策 (1) 被害状況等の情報収集 関西電力および関西電力送配電のほか、市町、県警察本部、消防機関等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。 (2) (略) (3) 優先復旧等 ① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、<u>重要施設やその他特に必要があると認める施設</u>については、<u>関西電力および関西電力送配電</u>に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。 ② <u>関西電力および関西電力送配電</u>から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行うこととする。 ③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、<u>関西電力および関西電力送配電</u>に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請することとする。 ④ (略) ⑤ <u>重要施設等の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設</u>の把握を行い、<u>電源車等の配備先の候補案を作成し、関西電力送配電に電源車等の配備を要請する</u>よう努めることとする。</p> <p>2 関西電力および関西電力送配電の応急対策</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(1) 防災体制</p> <p>① 地域における防災体制</p> <p>関西電力および関西電力送配電の各支社が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。</p> <p>神戸および播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 神戸および播磨・但馬地域非常災害対策総本部 b. <u>神戸および播磨・但馬地域発販部門等非常災害対策本部</u> c. <u>送配電カンパニー</u>—神戸および姫路電力本部非常災害対策本部 d. <u>神戸および播磨・但馬地域発販部門等警戒本部</u> e. <u>送配電カンパニー</u>—神戸および姫路電力本部警戒本部 <p>*発販部門等とは関西電力から送配電カンパニーを除いた組織をいう。</p> <p>② 総本部の設置基準</p> <p>総本部の設置基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ~ b. (略) c. <u>南海トラフ地震に関する情報(臨時)</u>が発令された場合 d. (略) <p>イ 総本部の設置については、<u>発販本部</u>の長と<u>送配電本部</u>の長が協議し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 非常災害が発生した場合または発生することが予想される場合にあって、<u>発販部門等および電力本部</u>が連携して、対応していくことが必要と認められる場合 b. (略) <p>③ 体制の確立</p>	<p>(1) 防災体制</p> <p>① 地域における防災体制</p> <p>関西電力および関西電力送配電の各支社が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。</p> <p>神戸および播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 神戸および播磨・但馬地域非常災害対策総本部 <u>b. 神戸および播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部</u> 〔削除〕 <u>c. 神戸および播磨・但馬地域送配電警戒本部</u> 〔削除〕 <u>e. 送配電とは関西電力送配電のことをいう。</u> <p>② 総本部の設置基準</p> <p>総本部の設置基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ~ b. (略) c. <u>南海トラフ地震臨時情報</u>が発令された場合 d. (略) <p>イ 総本部の設置については、<u>関西電力</u>の長と<u>関西電力送配電</u>の長が協議し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 非常災害が発生した場合または発生することが予想される場合にあって、<u>関西電力</u>と<u>関西電力送配電</u>が連携して、対応していくことが必要と認められる場合 b. (略) <p>③ 体制の確立</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>関西電力は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。(以下、略)</p> <p>(2) 災害応急対策に関する事項</p> <p>① 災害時における情報の収集、連絡</p> <p>地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。</p> <p>(一般情報) ア～ウ (略) エ その他災害に関する情報（交通状況等） (<u>当社被害情報</u>) オ～ケ (略)</p> <p>② 情報の集約</p> <p>本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、<u>請負会社</u>等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</p> <p>③ 通話制限</p> <p>対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては総務室長、地域にあっては支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p>(3) 災害時における広報</p> <p>対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。</p> <p>① (略) ② 広報の方法</p> <p>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報</p>	<p>関西電力および<u>関西電力送配電</u>は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。(以下、略)</p> <p>(2) 災害応急対策に関する事項</p> <p>① 災害時における情報の収集、連絡</p> <p>地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。</p> <p>(一般情報) ア～ウ (略) エ その他災害に関する情報（交通状況等） (<u>関西電力および関西電力送配電被害情報</u>) オ～ケ (略)</p> <p>② 情報の集約</p> <p>本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、<u>協力会社</u>等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</p> <p>③ 通話制限</p> <p>対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては<u>関西電力</u>の総務室長、地域にあっては<u>関西電力</u>および<u>関西電力送配電</u>の支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p>(3) 災害時における広報</p> <p>対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。</p> <p>① (略) ② 広報の方法</p> <p>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびJアラート等を</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>車等により直接当該地域へ周知する。</p> <p>(4) 要員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② 復旧要員の広域運営 関西電力は、他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。 <p>(5) 災害時における復旧用資機材の確保 対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている譲り受け会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。 ③ (略) <p>(6)～(7) (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>(8) 災害時における応急工事 対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② 応急工事基準 災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。 <u>〔新設〕</u> 	<p>通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p> <p>(4) 要員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② 復旧要員の広域運営 関西電力および<u>関西電力送配電</u>は、他電力会社、<u>他一般送配電事業者</u>、電源開発株式会社、<u>電源開発送变電ネットワーク</u>株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。 <p>(5) 災害時における復旧用資機材等の確保 対策組織の長は、災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ<u>関西電力</u>および<u>関西電力送配電</u>と調達契約をしている<u>協力会社</u>の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。 ③ (略) <p>(6)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 災害時における自衛隊との連携</u> 被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して、<u>関西電力</u>および<u>関西電力送配電</u>が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。</p> <p>(9) 災害時における応急工事 対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② 応急工事基準 災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。 <u>ア 水力・火力発電設備</u>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>ア～エ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 災害復旧に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 復旧順位</p> <p>対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</p> <p>なお、送電設備、変電設備および配電設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。</p>	<p><u>共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(13) 災害復旧に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 復旧順位</p> <p>対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</p> <p>なお、<u>必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。</u></p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第18節 教育対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 勤員</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第18節 教育対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 勤員</p>

地震災害対策計画



地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(2) (略)</p> <p>3 教育対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 教育施設の応急復旧対策</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 指定文化財等</p> <p>国・県・市町指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、所轄<u>市町組合</u>教育委員会を経由して、県教育委員会に報告することとする。(以下、略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>3 教育対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 教育施設の応急復旧対策</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 指定文化財等</p> <p>国・県・市町指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、所轄<u>市町</u>教育委員会を経由して、県教育委員会に報告することとする。(以下、略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第19節 警備対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 準災害警備本部体制</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第19節 警備対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 準災害警備本部体制</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県内の大雨、<u>洪水</u>、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第 21 節 危険物施設等の応急対策の実施</p> <p>〔実施機関：兵庫労働局、海上保安本部、県企画県民部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県産業労働部産業振興局、県県土整備部土木局、県企業庁、県警察本部、市町、消防本部、道路管理者、関西電力株、西日本電信電話株、大阪ガス株、報道機関、危険物取扱事業管理者、高圧ガス関係事業者、火薬類関係事業者、毒物・劇物取扱事業者、医療機関〕</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1 消防法に定める危険物（石油等）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県、市町その他関係機関</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 公共機関応急対策</p> <p>関西電力、NTT西日本、大阪ガスその他の公共機関は、県地域防災計画の定めるところにより、それぞれ必要に応じ応急対策を実施することとする。</p> <p>⑩～⑫ (略)</p>	<p>第 21 節 危険物施設等の応急対策の実施</p> <p>〔実施機関：兵庫労働局、海上保安本部、県企画県民部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県産業労働部産業振興局、県県土整備部土木局、県企業庁、県警察本部、市町、消防本部、道路管理者、関西電力株、<u>関西電力送配電株</u>、西日本電信電話株、大阪ガス株、報道機関、危険物取扱事業管理者、高圧ガス関係事業者、火薬類関係事業者、毒物・劇物取扱事業者、医療機関〕</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1 消防法に定める危険物（石油等）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県、市町その他関係機関</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 公共機関応急対策</p> <p><u>関西電力および関西電力送配電</u>、NTT西日本、大阪ガスその他の公共機関は、県地域防災計画の定めるところにより、それぞれ必要に応じ応急対策を実施することとする。</p> <p>⑩～⑫ (略)</p>
<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 3 章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第 23 節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 宅地防災対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 3 章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第 23 節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 宅地防災対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p><u>〔新設〕</u></p>	<p>(4) 市町は、被災宅地の危険度判定を実施するための被災宅地危険度判定実施本部を設置する。</p> <p>県は、市町の実施する危険度判定活動を支援するための被災宅地危険度判定支援本部を設置し、市町からの要請に応じて、被災宅地危険度判定士に協力を依頼するなどの支援業務にあたる。</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節 災害復旧事業の実施</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部少子高齢局、県健康福祉部健康局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、<u>県県土整備部県土企画局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県県土整備部まちづくり局</u>、<u>県県土整備部住宅建築局</u>、県教育委員会、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 激甚災害の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>① (略)</p> <p>② 農林水産業に関する特別の助成</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助</p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節 災害復旧事業の実施</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部少子高齢局、県健康福祉部健康局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県県土整備部まちづくり局</u>、<u>県県土整備部住宅建築局</u>、県教育委員会、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 激甚災害の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>① (略)</p> <p>② 農林水産業に関する特別の助成</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助<u>の特例</u></p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第2節 被災者の生活再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者生活再建支援金</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第2節 被災者の生活再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者生活再建支援金</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																					
<p>(3) 支給対象世帯 ①～④ (略) <u>〔新設〕</u></p> <p>(4) 支給額(下記①と②の合計で最大 300 万円) 住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分 ((3) 支給対象世帯)</th> <th style="text-align: center;">①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給</th> <th style="text-align: center;">②加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①、②、③世帯</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④世帯</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分 ((3) 支給対象世帯)	①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	②加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給	①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円	④世帯	50万円		<p>(3) 支給対象世帯 ①～④ (略) <u>⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）</u></p> <p>(4) 支給額(下記①と②の合計で最大 300 万円) 住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分 ((3) 支給対象世帯)</th> <th style="text-align: center;">①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給</th> <th style="text-align: center;">②加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①、②、③世帯</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④世帯</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>⑤世帯</u></td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分 ((3) 支給対象世帯)	①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	②加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給	①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円	④世帯	50万円		<u>⑤世帯</u>	二	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円
区分 ((3) 支給対象世帯)	①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	②加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給																				
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円																				
④世帯	50万円																					
区分 ((3) 支給対象世帯)	①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	②加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給																				
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円																				
④世帯	50万円																					
<u>⑤世帯</u>	二	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円																				
<p>2 (略)</p> <p>第4編 災害復旧計画 第3節 住宅の復旧・再建支援 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 被災住宅に対する融資等 ①～③ (略) ④ 条件 (平成31年4月1日現在) ア 融資限度額（建設融資の場合） 住 宅 耐火・準耐火・木造（耐久性）構造 <u>1,650</u> 万円 土地取得費 970 万円 整 地 費 <u>440</u> 万円 イ 貸付利率 年 <u>0.40%</u> (平成31年4月1日現在)</p>	<p>第4編 災害復旧計画 第3節 住宅の復旧・再建支援 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 被災住宅に対する融資等 ①～③ (略) ④ 条件 (令和2年6月1日現在) ア 融資限度額（建設融資の場合） 住 宅 耐火・準耐火・木造（耐久性）構造 <u>1,680</u> 万円 土地取得費 970 万円 整 地 費 <u>450</u> 万円 イ 貸付利率 年 <u>0.44%</u> (令和2年6月1日現在)</p>																					

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																								
<p>ウ 償還期間</p> <p>建設・購入の場合は</p> <p>木造(一般)構造の住宅 25年以内（据置3年以内）</p> <p>耐火・準耐火構造の住宅又は木造(耐久性)構造の住宅 35年以内（据置3年以内）</p> <p>補修の場合は20年以内（据置1年）</p> <p>⑤ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共済給付金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">本体制度 【半壊以上を対象とする制度】</th><th style="text-align: center;">付加制度 【一部損壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">住宅再建共済制度</td><td> <input type="checkbox"/>全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 <input type="checkbox"/>全壊で住宅補修 200万円 <input type="checkbox"/>大規模半壊で住宅補修 100万円 <input type="checkbox"/>半壊で住宅補修 50万円 <input type="checkbox"/>上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 </td><td> <input type="checkbox"/>一部損壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 <input type="checkbox"/>一部損壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 <input type="checkbox"/>上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">マンション共用部分再建共済制度</td><td> <input type="checkbox"/>全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入戸数が上限) <input type="checkbox"/>全壊でマンション補修 100万円×加入戸数 <input type="checkbox"/>大規模半壊でマンション補修 50万円×加入戸数 <input type="checkbox"/>半壊でマンション補修 25万円×加入戸数 </td><td> <input type="checkbox"/>一部損壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入戸数が上限) <input type="checkbox"/>一部損壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入戸数 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">家財再建共済制度</td><td> <input type="checkbox"/>住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 <input type="checkbox"/>住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 <input type="checkbox"/>住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 <input type="checkbox"/>住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 </td><td style="text-align: center;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>7 (略)</p>	区分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【一部損壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】	住宅再建共済制度	<input type="checkbox"/> 全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 <input type="checkbox"/> 全壊で住宅補修 200万円 <input type="checkbox"/> 大規模半壊で住宅補修 100万円 <input type="checkbox"/> 半壊で住宅補修 50万円 <input type="checkbox"/> 上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	<input type="checkbox"/> 一部損壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 <input type="checkbox"/> 一部損壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 <input type="checkbox"/> 上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	マンション共用部分再建共済制度	<input type="checkbox"/> 全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入戸数が上限) <input type="checkbox"/> 全壊でマンション補修 100万円×加入戸数 <input type="checkbox"/> 大規模半壊でマンション補修 50万円×加入戸数 <input type="checkbox"/> 半壊でマンション補修 25万円×加入戸数	<input type="checkbox"/> 一部損壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入戸数が上限) <input type="checkbox"/> 一部損壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入戸数	家財再建共済制度	<input type="checkbox"/> 住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 <input type="checkbox"/> 住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 <input type="checkbox"/> 住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 <input type="checkbox"/> 住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円	—	<p>ウ 償還期間</p> <p>建設・購入の場合は35年以内（据置3年以内）</p> <p>補修の場合は20年以内（据置1年）</p> <p>⑤ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共済給付金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">本体制度 【半壊以上を対象とする制度】</th><th style="text-align: center;">付加制度 【準半壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">住宅再建共済制度</td><td> <input type="checkbox"/>全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 <input type="checkbox"/>全壊で住宅補修 200万円 <input type="checkbox"/>大規模半壊で住宅補修 100万円 <input type="checkbox"/>半壊で住宅補修 50万円 <input type="checkbox"/>上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 </td><td> <input type="checkbox"/>準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 <input type="checkbox"/>準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 <input type="checkbox"/>上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">マンション共用部分再建共済制度</td><td> <input type="checkbox"/>全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入戸数が上限) <input type="checkbox"/>全壊でマンション補修 100万円×加入戸数 <input type="checkbox"/>大規模半壊でマンション補修 50万円×加入戸数 <input type="checkbox"/>半壊でマンション補修 25万円×加入戸数 </td><td> <input type="checkbox"/>準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入戸数が上限) <input type="checkbox"/>準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入戸数 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">家財再建共済制度</td><td> <input type="checkbox"/>住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 <input type="checkbox"/>住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 <input type="checkbox"/>住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 <input type="checkbox"/>住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 </td><td style="text-align: center;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>7 (略)</p>	区分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】	住宅再建共済制度	<input type="checkbox"/> 全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 <input type="checkbox"/> 全壊で住宅補修 200万円 <input type="checkbox"/> 大規模半壊で住宅補修 100万円 <input type="checkbox"/> 半壊で住宅補修 50万円 <input type="checkbox"/> 上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	<input type="checkbox"/> 準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 <input type="checkbox"/> 準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 <input type="checkbox"/> 上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	マンション共用部分再建共済制度	<input type="checkbox"/> 全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入戸数が上限) <input type="checkbox"/> 全壊でマンション補修 100万円×加入戸数 <input type="checkbox"/> 大規模半壊でマンション補修 50万円×加入戸数 <input type="checkbox"/> 半壊でマンション補修 25万円×加入戸数	<input type="checkbox"/> 準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入戸数が上限) <input type="checkbox"/> 準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入戸数	家財再建共済制度	<input type="checkbox"/> 住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 <input type="checkbox"/> 住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 <input type="checkbox"/> 住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 <input type="checkbox"/> 住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円	—
区分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【一部損壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】																							
住宅再建共済制度	<input type="checkbox"/> 全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 <input type="checkbox"/> 全壊で住宅補修 200万円 <input type="checkbox"/> 大規模半壊で住宅補修 100万円 <input type="checkbox"/> 半壊で住宅補修 50万円 <input type="checkbox"/> 上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	<input type="checkbox"/> 一部損壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 <input type="checkbox"/> 一部損壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 <input type="checkbox"/> 上記以外で新たな住宅等に居住 10万円																							
マンション共用部分再建共済制度	<input type="checkbox"/> 全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入戸数が上限) <input type="checkbox"/> 全壊でマンション補修 100万円×加入戸数 <input type="checkbox"/> 大規模半壊でマンション補修 50万円×加入戸数 <input type="checkbox"/> 半壊でマンション補修 25万円×加入戸数	<input type="checkbox"/> 一部損壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入戸数が上限) <input type="checkbox"/> 一部損壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入戸数																							
家財再建共済制度	<input type="checkbox"/> 住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 <input type="checkbox"/> 住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 <input type="checkbox"/> 住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 <input type="checkbox"/> 住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円	—																							
区分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】																							
住宅再建共済制度	<input type="checkbox"/> 全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 <input type="checkbox"/> 全壊で住宅補修 200万円 <input type="checkbox"/> 大規模半壊で住宅補修 100万円 <input type="checkbox"/> 半壊で住宅補修 50万円 <input type="checkbox"/> 上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	<input type="checkbox"/> 準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 <input type="checkbox"/> 準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 <input type="checkbox"/> 上記以外で新たな住宅等に居住 10万円																							
マンション共用部分再建共済制度	<input type="checkbox"/> 全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入戸数が上限) <input type="checkbox"/> 全壊でマンション補修 100万円×加入戸数 <input type="checkbox"/> 大規模半壊でマンション補修 50万円×加入戸数 <input type="checkbox"/> 半壊でマンション補修 25万円×加入戸数	<input type="checkbox"/> 準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入戸数が上限) <input type="checkbox"/> 準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入戸数																							
家財再建共済制度	<input type="checkbox"/> 住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 <input type="checkbox"/> 住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 <input type="checkbox"/> 住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 <input type="checkbox"/> 住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円	—																							

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第5編 災害復興計画</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>〔実施機関：県企画県民部企画財政局、県健康福祉部社会福祉局、県産業労働部 政策労働局、県農政環境部農政企画局、県県土整備部県土企画局、 県企業庁、市町〕</p> <p>第1～第2 (略)</p>	<p>第5編 災害復興計画</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>〔実施機関：県企画県民部企画財政局、県健康福祉部社会福祉局、県産業労働部 政策労働局、県農政環境部農政企画局、<u>県県土整備部県土企画局、</u> <u>県県土整備部土木局、</u>県企業庁、市町〕</p> <p>第1～第2 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">機 関 名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事 務 又 は 業 務</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">新関西国際空港 株式会社</td><td style="padding: 2px;">航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">機 関 名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事 務 又 は 業 務</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">関西電力株式会社</td><td style="padding: 2px;">電力供給施設の応急対策の実施</td></tr> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	新関西国際空港 株式会社	航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保	機 関 名	事 務 又 は 業 務	関西電力株式会社	電力供給施設の応急対策の実施	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">機 関 名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事 務 又 は 業 務</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">新関西国際空港 株式会社 <small>(関西エアポート株式会社)</small></td><td style="padding: 2px;">航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">機 関 名</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">事 務 又 は 業 務</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社</td><td style="padding: 2px;">電力供給施設の応急対策の実施</td></tr> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	新関西国際空港 株式会社 <small>(関西エアポート株式会社)</small>	航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保	機 関 名	事 務 又 は 業 務	関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	電力供給施設の応急対策の実施
機 関 名	事 務 又 は 業 務																
新関西国際空港 株式会社	航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保																
機 関 名	事 務 又 は 業 務																
関西電力株式会社	電力供給施設の応急対策の実施																
機 関 名	事 務 又 は 業 務																
新関西国際空港 株式会社 <small>(関西エアポート株式会社)</small>	航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保																
機 関 名	事 務 又 は 業 務																
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	電力供給施設の応急対策の実施																
<p>第6 指定地方公共機関</p>	<p>第6 指定地方公共機関</p>																
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1節 地震発生時の応急対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 輸送活動</p> <p>(1) 道路管理者は、国の具体計画に定める緊急輸送ルートの点検、道路啓開を行うこととする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1節 地震発生時の応急対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 輸送活動</p> <p>(1) 道路管理者は、国の具体計画に定める緊急輸送ルートの点検、道路啓開を行うこととする。<u>なお、阪神淡路地域については、「兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画」に基づき実施することとする。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>																
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第2節 津波からの防護のための施設の整備等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第2節 津波からの防護のための施設の整備等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>																

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>1 (略)</p> <p>2 津波防災インフラ整備計画に基づく整備の推進</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 目標</p> <p>津波対策は<u>平成35年</u>までに概ね完了させることをめざし、このうち、緊急かつ重要な事業を位置づけ平成30年度までに計画的・重点的に実施する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 津波防災インフラ整備計画に基づく整備の推進</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 目標</p> <p>津波対策は<u>令和5年</u>までに完了させることをめざし、このうち、緊急かつ重要な事業を位置づけ平成30年度までに計画的・重点的に実施する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 津波の発生等に関する情報</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 津波の発生等に関する情報</p> <p>(1) (略)</p>

地震災害対策計画

現 行			修 正 案																																
(2) 地震及び津波に関する情報の発表 (地震情報・種類と発表基準及び内容)			(2) 地震及び津波に関する情報の発表 (地震情報・種類と発表基準及び内容)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td><td>・震度 1 以上</td><td>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</td></tr> <tr> <td>推計震度分布図</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>[新設]</td><td>[新設]</td><td>[新設]</td></tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>			地震情報の種類	発表基準	内 容	各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。	推計震度分布図	(略)	(略)	[新設]	[新設]	[新設]	遠地地震に関する情報	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td><td>・震度 1 以上</td><td>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</td></tr> <tr> <td>推計震度分布図</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td><td>・震度 3 以上</td><td>高層ビル内の被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）</td></tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>			地震情報の種類	発表基準	内 容	各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。	推計震度分布図	(略)	(略)	長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内の被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）	遠地地震に関する情報	(略)	(略)
地震情報の種類	発表基準	内 容																																	
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。																																	
推計震度分布図	(略)	(略)																																	
[新設]	[新設]	[新設]																																	
遠地地震に関する情報	(略)	(略)																																	
地震情報の種類	発表基準	内 容																																	
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。																																	
推計震度分布図	(略)	(略)																																	
長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内の被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）																																	
遠地地震に関する情報	(略)	(略)																																	
(津波情報の種類と内容)			(津波情報の種類と内容)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th><th>情報の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td><td>津波に関するその他必要な事項を発表</td></tr> </tbody> </table>			情報の種類	情報の内容	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th><th>情報の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td><td>津波に関するその他必要な事項を発表^(※3)</td></tr> </tbody> </table>			情報の種類	情報の内容	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 ^(※3)																						
情報の種類	情報の内容																																		
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																																		
情報の種類	情報の内容																																		
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 ^(※3)																																		
(※3) 津波に関するその他の情報の発表内容について			<ul style="list-style-type: none"> ここで言う「津波に関するその他の情報」とは、218 ページの (1) ②に記載されている「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報のことである。 																																
第 6 編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第 4 章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第 6 節 水道、電気、ガス、通信、放送関係 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県企業庁、市町その他の水道事業者、関			第 6 編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第 4 章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第 6 節 水道、電気、ガス、通信、放送関係 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県企業庁、市町その他の水道事業者、関																																

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>西電力(株)、大阪ガス(株)導管事業部兵庫導管部、(一社)兵庫県ＬＰガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)ＮＴＴドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)、日本放送協会神戸放送局、(株)ラジオ関西、(株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)]</p> <p>第1～第2 (略)</p>	<p>西電力(株)、<u>関西電力送配電(株)</u>、大阪ガス(株)ネットワークカンパニー<u>兵庫導管部</u>、(一社)兵庫県ＬＰガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)ＮＴＴドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)、日本放送協会神戸放送局、(株)ラジオ関西、(株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)]</p> <p>第1～第2 (略)</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第2節 建築物等の耐震化の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 建築物耐震化の総合的推進</p> <p>　県は、平成37年度の耐震化率を住宅で97%、多数利用建築物で97%とすることなどを目標とする「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び多数利用建築物の耐震化を着実に推進する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第2節 建築物等の耐震化の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 建築物耐震化の総合的推進</p> <p>　県は、令和7年度の耐震化率を住宅で97%、多数利用建築物で97%とすることなどを目標とする「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び多数利用建築物の耐震化を着実に推進する。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p> <p>第2節 防災訓練計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 学校における津波防災訓練の実施</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難訓練を実施する際には、児童・生徒がハンディキャップを持つ児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をすることとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p> <p>第2節 防災訓練計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 学校における津波防災訓練の実施</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難訓練を実施する際には、児童・生徒がハンディキャップのある児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をすることとする。</p> <p>4 (略)</p>